

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会
報 告 書

平成 30 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

はじめに

昨（平成 29）年、民生委員制度は創設 100 周年を迎えました。大正 6 年、岡山県における済世顧問制度創設からの 100 年間は、数え切れない先達の情熱と努力の歴史といえます。昨年 7 月、東京において開催した制度創設 100 周年記念大会では、全国から集った 1 万人の委員が、先達から託された思いを受け継ぎ、わが国が世界に誇るべきこの民生委員・児童委員制度をさらに発展させ、次代に引き継いでいくことを確認するとともに、新たな活動方針である「100 周年活動強化方策」を提示しました。

しかし今日、民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりとともに、その負担は拡大し、短期間で退任する委員の増加や新たな「なり手」不足をはじめ、制度面、活動面でさまざまな課題に直面していることも事実です。そこで、本会においては、平成 28 年 1 月、民生委員制度 100 年の歴史の総括および現状の課題の整理をもとに、今後の民生委員・児童委員制度や活動のあり方を検討すべく、本委員会を設置しました。

委員会では、平成 28 年 11 月に第 1 次報告としての「中間報告」を取りまとめ、民生委員・児童委員活動の充実・発展のために、今後、とくに制度面およびその運用において検討が期待される事項について、課題別に提案を行ないました。そして、この中間報告を踏まえつつ、今後の委員活動、民児協活動の方向性を示す「100 周年活動強化方策」の策定とともに、中間報告に盛り込めなかった事項について検討を行ないました。

今回取りまとめた報告書は、委員会としての第 2 次報告というべきものであり、第 1 次報告（中間報告）以後の動向（第 I 部）、制度創設 100 周年記念事業として実施した全国約 23 万人の民生委員・児童委員および 1 万余の単位民児協を対象とした「モニター調査」の結果から明らかとなった課題（第 II 部）、中間報告には盛り込めなかった個別課題（第 III 部）の整理、を踏まえ、第 IV 部として、中間報告で示した内容も含め、今後、民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために、関係者が取り組むべき事項を当事者別に表形式で一覧として整理しました。

民生委員・児童委員は、制度発足当初から一貫して地域住民の一員として住民視点に立った活動を行なってきました。そして、このことは今日においても何ら変わるものではありません。地域にあって、隣人としてのやむにやまれぬ思いや、民生委員としての使命感を大切に、これからも住民、そして地域とともに歩み続けてまいります。同時に、時代とともに顕在化する新たな課題解決に果敢に取り組んでいくことも、我々に課せられた使命であると考えます。

そうした活動のためにも、民生委員・児童委員の活動環境の整備は重要といえます。この報告書で提言した内容について、その実現に向けて本会としても鋭意取り組んでまいります。多くの課題は地域における取り組みに負うべきものといえます。全国の関係者におかれましては、ぜひ、それぞれの地域において、自らの課題として考え、お取り組みいただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会 委員長

全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

目 次

はじめに

I. 「中間報告」以後の動向について.....	1
1. 民生委員制度創設 100 周年を迎えて.....	1
2. 平成 28 年 12 月の一斉改選結果から明らかになったこと.....	4
(1) 一斉改選結果について.....	4
(2) 退任委員の在任期間について.....	5
3. 地域共生社会づくりの推進～地域福祉をめぐる動き.....	6
(1) 社会福祉法の改正（平成 29 年 6 月公布）.....	6
(2) 「地域力強化検討会」（厚生労働省有識者検討会）報告（平成 29 年 9 月）.....	7
(3) 市町村地域福祉計画策定ガイドライン（平成 29 年 12 月）.....	7
4. 「100 周年活動強化方策」の策定～これからの活動の方向性.....	9
(1) 新たな活動スローガン「支え合う 住みよい社会 地域から」.....	9
(2) 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」.....	9
(3) 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」.....	12
II. 「全国モニター調査」から明らかとなった課題.....	15
1. 調査結果の概要.....	16
(1) 「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」結果.....	16
(2) 「単位民児協の組織および活動に関する調査」結果.....	18
2. 調査結果のなかで注目される事項.....	20
(1) 民生委員・児童委員に関する事項.....	20
①委員の年齢～次代を担うべき若年層の委員の不足（20）	
②性別～都市部における男性委員の少なさ（20）	
③在任期間～村は約半数が新任委員（21）	
④主任児童委員の職歴～専門職経験者は少数（21）	
⑤地域における支援者の有無～2 割から 3 割の委員が「いない」と回答（22）	
⑥民生委員の意識～委員就任を「後悔」は約 1 割（22）	
⑦委員活動を続けていくために必要なこと～自身の力量アップが第 2 位（23）	
(2) 単位民児協に関する事項.....	24
①委員定数～町民児協の委員数の多さ（24）	
②民児協における欠員～7 割の単位民児協では欠員が生じていない（24）	
③民生委員候補者の推進～「自治会・町内会による」が約 7 割（25）	
④市区町村からの住民情報の提供～対象者による相違と提供内容にも課題（25）	
⑤地域に不足しているサービス等～生活基盤の脆弱化を反映（26）	

Ⅲ. 民生委員・児童委員活動に関する課題と対応(追加意見).....	27
1. 民生委員・児童委員活動に必要な個人(住民)情報の提供について.....	28
2. 災害時要援護者支援活動のあり方について.....	30
3. いわゆる「証明事務」のあり方について.....	32
4. 民生委員・児童委員活動に対する経済的支援(活動費)について.....	34
5. 退任委員による地域貢献活動について.....	36
Ⅳ. 民生委員・児童委員制度と活動の充実のために ～関係者が取り組んでいくべき事項.....	39
1. 行政における取り組み.....	40
(1) 国.....	40
(2) 市町村(一部項目は都道府県を含む).....	42
(3) 国、都道府県、市町村共通.....	45
2. 行政、民児協、社協等、関係者の協力による取り組み.....	48
(1) 全国、都道府県、市町村 各段階共通.....	48
(2) 主に市町村段階.....	48
3. 民児協における取り組み.....	50
(1) 市町村・単位民児協、都道府県・指定都市民児協 共通.....	50
(2) 市町村・単位民児協.....	50
(3) 都道府県・指定都市民児協.....	52
(4) 全民児連.....	53
資 料.....	55

委員名簿

I. 「中間報告」以後の動向について

はじめに、本検討委員会が「中間報告」を提示した平成 28 年 11 月以後の動向について整理する。

具体的には、

- ①民生委員制度創設 100 周年を迎えての動き
- ②平成 28 年 12 月に行なわれた民生委員・児童委員の一斉改選結果
- ③「地域共生社会」実現に向けた制度動向（民生委員・児童委員への期待を含む）
- ④これからの民生委員・児童委員活動、民児協活動の方向性や重点等を示した「100 周年活動強化方策」等

について紹介する。

1. 民生委員制度創設 100 周年を迎えて

- ・ 平成 29 年 5 月、濟世顧問制度に遡る民生委員制度は創設から 100 周年を迎えた。全民児連では、厚生労働省、全国社会福祉協議会（以下、「全社協」と略。）、および全国の民児協組織と連携し、広く社会に対し、民生委員・児童委員制度やその活動についての PR 活動を展開した。とくに同年 5 月 12 日を「民生委員制度 100 周年の日」と定め、この日を中心に集中的な広報活動を行なった。
- ・ この広報活動については、政府広報においても積極的な協力が得られ、テレビ、ラジオ、インターネットなど、さまざまな媒体において民生委員・児童委員活動の紹介が図られるところとなった。
- ・ また、同年 7 月 9 日・10 日には、全国から 1 万人の民生委員・児童委員（以下、とくに必要がある場合を除き、本報告書では「民生委員」と略。）等の参加を得て、「民生委員制度創設 100 周年記念 全国民生委員児童委員大会」を開催した。とくに第 1 日の記念式典には天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぐことができ、新聞、テレビ等、多くのマスメディアで紹介されることとなった。

注) この 100 周年記念大会の大会宣言は 3 頁に掲載

- ・ また、前述の 5 月 12 日には、全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」と略。）が制度創設 100 周年記念事業として全国 23 万人余の全民生委員を対象に実施した「全国モニター調査」のうち、社会的孤立状態にあって、かつ生活上の課題を有する世帯に対する民生委員の支援状況に関する調査結果（第 1 次報告）を公表した。今日、社会的孤立は、社会的な課題でもあることから、この結果についても複数の全国紙で取り上げられるところとなり、民生委員活動の社会的周知につながった。

- ・ このように、制度創設 100 周年という大きな節目でもあり、多くのマスメディアにおいて民生委員制度やその活動が報道されるようになったが、その内容は大別すると以下の内容を組み合わせたものといえる。
 - ①民生委員制度の歴史（濟世顧問制度、方面委員制度の成り立ち）
 - ②現在の民生委員活動（活動の広がり、負担の拡大とも）
 - ③民生委員のなり手不足の深刻化などの課題
 - ④地方紙などでは、自県の民生委員制度の歴史に関すること
- ・ とくに共通していたのは②③であった。民生委員活動の広がりに伴う負担の拡大、そしてそれをも背景とする「なり手不足」であり、課題面に焦点をあてた報道も少なくなかった。ただし、同時に民生委員制度はわが国社会の財産であり、民生委員の活動を地域として支えていく必要性を提起している報道もみられた。

参考までに、主要新聞等での報道記事見出しを以下に紹介する。
- ・ 民生委員に関して多くの報道がなされたことは、全国で活動する民生委員にとって大きな励みとなった。これを 100 周年に際しての一過性のものとすることなく、全民児連を中心に、今後とも継続的な情報発信、広報活動を行なっていくことにより、民生委員制度やその活動に関する社会的な理解を促進していくことが大切と考えられる。その際には、民生委員ならではの活動や、その「やりがい」などに目を向けた情報発信と、それを受けた報道も期待されることである。

【制度創設 100 周年に際しての全国紙等での報道記事見出しから】

- 民生委員 地域見守り 100 年 3.11 避難を助け妻は犠牲に (h29.4.18 朝日)
- 民生委員、「孤立」対応に奔走 制度 100 年 20 万人が調査回答 (h29.5.13 朝日)
- 「民生委員」制度発足 100 年 なり手求め自治体 PR (h29.5.13 産経)
- 住民の相談役、負担増も＝民生委員制度 100 年 (h29.5.13 時事通信)
- 民生委員 広がる担い手支援 制度 100 年増える担当業務 (h29.5.15 朝日)
- (数字で見る) 22 万 9541 人 民生委員 なり手不足 (h29.6.30 読売)
- 民生委員 どうサポート (h29.7.2 読売)
- 100 年を迎えた民生委員 役割の大切さ変わらない (h29.7.6 毎日)

【参考】

民生委員制度創設 100 周年記念大会 大会宣言

本日ここに、天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、民生委員制度創設 100 周年記念全国民生委員児童委員大会を挙げる所となりました。

民生委員制度は、人びとの防貧をめざし、大正 6 年、岡山県で創設された濟世顧問制度に始まり、翌年、大阪府で創設された方面委員制度が全国に広がり、戦後、民生委員制度と改められ、本年、100 周年の節目を迎える所となりました。

この間、時代とともに社会の姿は変化し、それに応じて国民が直面する生活課題もさまざまに変化してきました。しかし、いつの時代にあっても、私たちの先達は常に「良き隣人」として人びとに寄り添い、身近な相談相手となり、行政などへのつなぎ役となってきました。そうした実践が人びとの信頼を得、民生委員制度は社会に根付き、我が国が世界に誇るべき財産ともなりました。

その活動は、住民の個別相談のみならず、全国の委員の力を結集した「モニター調査活動」を通じて社会の見えづらい課題を明らかにし、その解決のための支援制度創設を行政に働きかけることで社会福祉諸制度の充実に貢献するとともに、戦後の世帯更生運動、心豊かな子どもを育てる運動をはじめ、自らが先頭に立って、より良い社会づくり、福祉のまちづくりに取り組んできました。

今日、急速に進む少子・高齢化や地域社会の変化のなかにあつて、さまざまな課題が顕在化し、深刻化しています。また、相次ぐ大規模災害の被災地にあつては、今も多くの人びとが厳しい状況に置かれています。さまざまな課題を抱える人びとを支え、地域の課題を解決していくために、地域住民自らが積極的に参加し、人びとが支え合う「地域共生社会」の実現がめざされ、私たちにも大きな期待が寄せられています。

本日、全国 23 万人余の民生委員・児童委員を代表してここに集った私たちは、先達の努力と情熱にあらためて思いをいたし、その上にたつて「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会」の実現に向けて新たな歴史の一步を踏み出すにあたり、強い決意をもって次のとおり宣言します。

- 一、「民生委員児童委員信条」を胸に、常に地域住民の立場に立った活動を行ないます
- 一、地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域の力を高めるために取り組みます
- 一、さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために、幅広い関係者、関係機関との連携・協働を一層進めます
- 一、我が国の未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育てを応援する地域づくりに取り組みます
- 一、民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくため、住民にとってより身近な存在となるよう周知活動に取り組み、その理解を広げます

平成 29 年 7 月 9 日

民生委員制度創設 100 周年記念 全国民生委員児童委員大会

2. 平成28年12月の一斉改選結果から明らかになったこと

(1) 一斉改選結果について

- 平成28年12月1日、3年に1度の民生委員の一斉改選が行なわれ、今回も全国で約1/3の委員が交替することとなった。下表は、今回と前回（平成25年12月）の改選状況を比較したものである（数値は主任児童委員を含む）。

民生委員・児童委員の一斉改選状況

平成25年12月改選					平成28年12月改選				
	定数	委嘱数	充足率	欠員率		定数	委嘱数	充足率	欠員率
全国	236,271人	229,488人	97.1%	2.9%	全国	238,352人	229,541人	96.3%	3.7%
(内数)					(内数)				
都道府県	163,433人	159,066人	97.3%	2.7%	都道府県	161,943人	156,213人	96.5%	3.5%
政令市 (20市)	42,040人	40,455人	96.2%	3.8%	政令市 (20市)	42,542人	40,602人	95.5%	4.5%
中核市 (42市)	30,798人	29,967人	97.3%	2.7%	中核市 (47市)	33,867人	32,726人	96.6%	3.4%

今回（28年）改選における新任委員、再任委員の状況

	新任		再任	
全国	72,578人	(31.6%)	156,963人	(68.4%)
都道府県	53,660人	(34.4%)	102,553人	(65.6%)
政令市	9,856人	(24.3%)	30,746人	(75.7%)
中核市	9,062人	(27.7%)	23,664人	(72.3%)

- 前回改選との比較、また今回委嘱委員の新任・再任別の内訳からは、以下のよう な点をあげることができる。
 - ✓ 3年間で委員定数は2,081人(0.9%)増加する一方、委嘱数は53人の増加にとどまっている。これに伴い、委嘱人数は増とはなっているものの、欠員率は2.9%から3.7%に上昇している。
 - 注) その後の追加委嘱により、平成29年3月末の欠員率は3.2%に低下した。
 - ✓ 欠員率を都道府県、政令市（指定都市、以下同）、中核市別にみると、政令市が最も高く、都道府県および中核市はほぼ同率となっている。
 - ✓ 全体では新任委員が31.6%、再任委員が68.4%と近年の改選同様の結果となっている。ただし、欠員率が最も高かった指定都市において、再任率も最も高い75.7%となっていることは特筆される。
 - ✓ 中核市においても再任率は72.3%であり、都市部ほど再任率が高くなっている。新たな「なり手」の確保が困難で、年齢要件の弾力的取り扱いにより現任委員の再任で対応せざるを得ないとの指摘に合致する数字ともいえる。

(2) 退任委員の在任期間について

- ・ 全民児連においては、全国 23 万人余の全民生委員を会員として、相互扶助の精神に基づく見舞金支給等を行なう「全国民生委員互助共励事業」を実施している。
- ・ この事業においては、退任に際して民生委員としての在任期間を把握している。このデータに基づき、今回（平成 28 年）の一斉改選における退任委員の在任年数等を分析した結果が下表のとおりである。

平成28年一斉改選 退任委員の在任期間内訳

全民児連調べ

在任期	在任年数	人数	構成比
1期	3年以下	23,436	31.3%
2期	4年～6年	20,537	27.4%
3期	7年～9年	11,966	16.0%
4期	10年～12年	7,520	10.0%
5期	13年～15年	5,072	6.8%
6期	16年～18年	2,346	3.1%
7期	19年～21年	1,492	2.0%
8期	22年～24年	1,172	1.6%
9期	25年～27年	526	0.7%
10期	28年～30年	381	0.5%
10期以上	31年以上	493	0.7%

- ・ これによれば、在任期間 3 年以下＝1 期で退任した委員が 2.3 万人を数え、退任者全体の 3 割を超えるとともに、民生委員総数のほぼ 1 割にあたっている。民児協関係者からしばしば指摘される「1 期目の壁」を表す数字といえる。
- ・ 退任者の退任理由について詳細なデータはないが、本人の体調、家族の介護、仕事の都合、転居などとともに、当初聞いていた活動内容とは異なり、活動量が多すぎるとの理由も聞かれるところである。
- ・ 全民児連が平成 26 年 12 月に市町村民児協に対して実施した調査によれば、平成 25 年の一斉改選での退任委員の 8 割近くは委嘱の上限年齢（いわゆる「定年」）に達していない者であり、年齢的には民生委員を続けられる者であった。
- ・ これらを勘案すると、今後に向けては、せつかく民生委員となった者が 1 期で退任せずにすむように、単位民児協を中心に、市町村行政を含む関係機関が協力しつつ、1 人ひとりの委員を支える体制づくり、活動環境整備が重要であるといえる。

3. 地域共生社会づくりの推進～地域福祉をめぐる動き

- ・ 本検討委員会の「中間報告」を取りまとめた平成 28 年 11 月以後も、社会福祉諸制度の見直しが相次いでいる。平成 29 年 4 月には、社会福祉法人のガバナンス強化や地域貢献活動の責務化などを盛り込んだ改正社会福祉法が施行されることとなった。また、生活困窮者自立支援法についても、法の附則に基づく施行 3 年後の見直しに向け、社会保障審議会での審議を経て、平成 30 年 2 月、改正法が国会に提出された。
- ・ 「中間報告」においても記したように、これらの動きも民生委員活動と関わるものであるが、ここではとくに今後の民生委員活動に大きく関わる「地域共生社会」の実現に向けた動きについて、民生委員に寄せられている期待と併せて簡潔に記しておく。
- ・ この地域共生社会づくりは、平成 28 年 6 月に閣議決定された「一億総活躍プラン」において示されたもので、以後、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」や同省の有識者検討会（地域力強化検討会）において検討が行われ、それを踏まえて平成 29 年 6 月に社会福祉法等の改正、法に基づく大臣告示、さらには策定が努力義務化された市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定に関するガイドライン（改定版）が同年 12 月に通知されることとなった。

(1) 社会福祉法の改正（平成 29 年 6 月公布）

- ・ 既存の制度による解決が困難な生活課題や地域課題への対応を図るため、住民による支え合いと公的な支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざす「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正され、以下の内容が盛り込まれた（平成 30 年 4 月施行）。

【改正社会福祉法のポイント】

- ア) 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定
 - ✓ 住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携による解決が図られることをめざす旨を明記
- イ) 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - ✓ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ✓ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
 - ✓ 主に市町村圏域において生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- ウ) 地域福祉計画の充実
 - ✓ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努める（努力義務化）
 - ✓ 福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ

(2) 「地域力強化検討会」(厚生労働省有識者検討会) 報告(平成 29 年 9 月)

- ・ 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりのあり方や、相談支援体制の整備について、平成 28 年 12 月の「中間取りまとめ」を経て、提言がまとめられた。
- ・ そのなかでは、これからの社会福祉の重要な視点として「予防」をあげるとともに、市町村における包括的な支援体制構築のなかで、民生委員・児童委員に対する期待も指摘されている。

【地域力強化検討会報告から】

各論 1 市町村における包括的な支援体制の構築

「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

<担う主体>

- 「丸ごと」受け止める場は、地域住民や地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO 等が考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する。

<展開のパターン例>

- 地域包括支援センター等が担う場合の例としては、住民のより身近な圏域に地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、地域の各地区を担当する民生委員・児童委員や地域活動の担い手などと協働していく方法

<連携>

- 民生委員・児童委員、保護司などの地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない人や SOS を発信することができない人の情報が入る体制を構築する。

(3) 市町村地域福祉計画策定ガイドライン(平成 29 年 12 月)

- ・ 地域福祉計画は、「地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする」(通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」)。
- ・ この市町村地域福祉計画の策定ガイドラインにおいては、民生委員についても、地域福祉活動の担い手の一員として、次頁のような記載が盛り込まれている。
- ・ とくに、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「地域福祉を推進する人材の養成」の項において「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」を示していることは特筆される。

【市町村地域福祉計画策定ガイドラインより】

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

④地域福祉に冠する活動への住民の参加の促進に関する事項

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

(2) 計画策定の体制と過程

⑧民生委員・児童委員の役割

- ・ 民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

(下線は全民児連事務局)

- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域住民や地縁組織を基盤とした支え合いとともに、専門機関等の連携による包括的な支援を組み合わせていくべきものとされている。そのなかにあつて民生委員の役割を考えると、地域において住民課題を受け止め、支え合いの取り組みにより解決を図っていくうえでの中心的な役割を担うとともに、後者の専門的・包括的な支援への「つなぎ役」となることが考えられる。これらは、これまで民生委員が果たしてきた役割に重なるもので、今後も従来どおりの役割を着実に果たしていくことが、その期待に応えることと考えられる。
- ・ しかし、現実の地域にあつては、人間関係の希薄化や自治会・町内会等の機能低下が進行しているケースも多い。それだけに、民生委員としては、あらためて地域の人びとと「顔の見える」関係を構築することを重視し、自治会・町内会、マンション管理組合、老人クラブ、子ども会などの地縁組織との関係をこれまで以上に意識するとともに、民児協として、つなぎ先となる社協、地域包括支援センター等との連携確保に努めることが大切になっているといえる。

4. 「100 周年活動強化方策」の策定～これからの活動の方向性

民生委員制度創設 100 周年という大きな節目を迎えるなかにあつて、民生委員活動を取り巻く環境は大きく変化しており、委員活動、民児協活動についてもそのあり方が問われている。

全民児連においては、この節目にあたり、新たな活動のスローガンを定めるとともに、本検討委員会での議論をもとに、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」を策定し、今後の活動の方向性や重点を示した。さらに、一体的に取り組むべきものとして、とくに児童委員としての取り組みの方向性を示した「全国児童委員活動強化推進方策 2017」も策定した。

(1) 新たな活動スローガン「支え合う 住みよい社会 地域から」

- ・ 全民児連では、制度創設 100 周年に合わせて、全国の委員および民児協に対し、これからの民生委員・児童委員活動に関する新たなスローガンを募集し、4,600 点を超える応募作品のなかから以下のとおり決定した。

これからの民生委員・児童委員活動スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」

- ・ このスローガン決定の理由として、大きく 2 つのことがあげられる。
第 1 は、地域共生社会の考え方にも共通するが、今後は地域における住民同士の支え合い、互助の機能を高めることの重要性を民生委員が意識し、自らが積極的に地域に働きかけていこうというものである。
- ・ 第 2 は、民生委員活動の基盤である「地域」をあらためて意識していこうということである。近年、民生委員活動においては、単位民児協の自主的活動や行政・関係団体の活動への参加・協力の割合が高まっているが、1 人ひとりの委員が、自らが担当する地域（区域）にあらためて目を向け、住民と向き合い、住民との関係を強めていくことをめざしたものである。

(2) 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」

- ・ 全民児連においては、昭和 42 年の制度創設 50 周年以後、10 年ごとに向こう 10 年間の民生委員・児童委員活動の方向性や重点を示す「活動強化方策」を策定しており、今回の 100 周年においても、本検討委員会での協議を踏まえ、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」（以下、「100 周年方策」）を策定した。
- ・ 「100 周年方策」の副題は、「人びとの笑顔、安全、安心のために」であり、本検討委員会の「中間報告」で整理した民生委員活動の目標である「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会の実現」を踏まえたものである。

- ・ 「100周年方策」の構成は以下のとおりとなっている。

<p>【「100周年方策」の構成】</p> <p>第Ⅰ部 民生委員制度創設100周年を迎えて～守り続けていくべきもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民生委員・児童委員が果たしてきた役割 2. これからも守り続けていくべきこと <p>第Ⅱ部 民生委員・児童委員制度の現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民生委員・児童委員の現状とその活動 2. 「90周年活動強化方策」の取り組みと成果～この10年を振り返って <p>第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境変化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化 2. 社会福祉制度・施策の動向 <p>第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100周年活動強化方策」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの 2. 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」 <ol style="list-style-type: none"> 重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために 重点2 さまざまな課題を支えた人びとを支えるために 重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために <p>「100周年活動強化方策」に基づく取り組みを進めていくために ～地域版の「活動強化方策」を作成しましょう。</p>
--

- ・ ここでは「100周年方策」の詳細についての説明は省略するが、第Ⅰ部から第Ⅲ部は、本検討委員会の「中間報告」の内容を受けたものである。とくに第Ⅰ部は、経験の浅い民生委員が多くを占める今日、民生委員活動の本質といったものをあらためて意識することをめざしている。
- ・ 今後の委員活動、民児協活動の具体的な重点については、第Ⅳ部において示している。今回提示している重点課題は、「90周年方策」以前の方策のように、個別具体的な課題（たとえば、孤立、生活困窮、虐待等）ではなく、より包括的ともいえるべきものとなっている。これは、今日、地域住民が直面している課題がきわめて多様化している状況を踏まえたことによる。
- ・ **重点1「地域のつながり、地域の力を高めるために」**は、課題を抱えた住民を早期に発見し、適切な支援につなぐというこれまでの民生委員活動から一歩進め、**住民が課題を抱え、孤立してしまうこと防ぐ、「予防」の視点からの取り組みを重視していこうとするもの**であり、前述の厚生労働省の「地域力強化検討会」報告における「予防の重視」にも共通するものといえる。

- しかし、現実にはさまざまな課題を抱え、孤立してしまう住民が存在し、また既存の支援制度では解決が困難な課題も少なくない。そこで、**重点2「さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために」として、民生委員がこれまで以上に地域住民とのネットワークを構築し、地域の「気になる人」を早期に発見し、適切な支援につなぐことをめざしている。同時に、既存の支援制度だけでは解決困難な課題も少なくないことから、地域の特性をも活かした新たな支援・サービス創造への提言・提案等を進めていくことを盛り込んでいる。**
- 重点3「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために」は、我が国が誇るべき財産ともいうべき、この民生委員・児童委員制度を守り、次代に引き継いでいくために掲げたものである。**
- 人と人とのつながりが希薄化しがちな社会にあって、民生委員が果たす役割は一層大きなものとなっている。長きにわたる伝統を受け継ぎ、すべての民生委員が「見守る」、「寄り添う」、「つなぐ」という活動の基本を常に自覚し、住民に寄り添い続けていくことの意義、重要性は今後とも不変であり、そうした民生委員の存在が人びとの安心、安全に大きく貢献するところとなっているのである。
- しかし、後述するように、制度創設100周年に際して実施した「全国モニター調査」の結果からも、民生委員・児童委員制度が種々の課題に直面していることが明らかとなっている。なかでも、民生委員のなり手不足とともに、短期間での退任者の増加、住民の民生委員への理解不足などは大きな課題といえる。それだけに、この民生委員制度をこれからも守り続けていくために、**住民や幅広い関係者への積極的な広報活動を展開することを通じて、なり手確保の「すそ野」を広げるとともに、民児協による各委員への支援機能の強化を重視しているのである。**
- この3つの重点とともに**100周年方策の特徴として挙げられるのが、「地域版 活動強化方策」策定の呼びかけである。**今日、地域の姿はそれぞれであり、住民が直面する課題もそれぞれに異なる。それゆえ、地域課題、住民課題に即した民生委員活動は、地域性を反映したものであるべきといえる。
- そこで「100周年方策」では、全国段階で提示した3つの活動の重点を踏まえつつ、都道府県・指定都市、さらには市区町村などの地域ごとに、「わがまちならでは」の活動強化方策を定めることを呼びかけている。活動強化方策を自ら策定し、それに基づく取り組みを進めていくことは、活動の目標を明確にするとともに、達成状況などを定期的に把握・評価し、必要な活動の見直しを行なうことでより効果的な委員活動、民児協活動につなげることが期待されるからである。

(3) 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」

- ・ 民生委員制度創設 100 周年となった平成 29 年は児童福祉法制定（昭和 22 年）から 70 周年という、児童委員制度創設 70 周年の節目でもあった。そこで、全民児連においては、「100 周年方策」に加え、とくに児童委員活動の充実発展をめざし、「児童福祉法制定 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、「児童委員方策 2017」）を策定した。
- ・ 今日、少子化の進行とともに、児童虐待、貧困の連鎖、いじめ、不登校、自殺、さらには子どもの連れ去りなど、子どもや子育て家庭を取り巻く課題は多様化・深刻化しており、社会全体として子育ち・子育てを支援していくことが求められている。
- ・ こうした状況を踏まえて策定したのが「児童委員方策 2017」である。全民児連においては、これまでも児童委員活動の活性化をめざし、平成 12 年以後、継続的に「全国児童委員活動強化推進方策」を策定してきたが、その取り組み期間は概ね 3 年から 4 年であり、10 年ごとに策定する「活動強化方策」との関係も不明確であった。
- ・ いうまでもなく、民生委員活動と児童委員活動は不可分一体のものであるが、急速な高齢化に伴い、委員活動の多くが高齢者やその世帯への相談支援となっていることも事実である。それだけに、「すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動を進めていく」ために、今回の「児童委員方策 2017」は、「100 周年方策」と一体的に取り組むべきことを明確にし、取り組み期間も同じ 10 年間としている。
- ・ 「児童委員方策 2017」の構成は以下のとおりであり、今後の児童委員活動の重点として、4 項目を掲げている。

【「児童委員活動方策 2017」の構成】

第 1 部 児童委員制度創設 70 周年を迎えて

- (1)70 年を振り返って、(2)民生委員が児童委員を兼ねる意義

第 2 部 児童委員活動の現状および課題

- (1)児童委員活動の現状、(2)今後に向けた課題、
(3)「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過

第 3 部 これからの児童委員活動の重点

- (1)これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること
(2)今後の児童委員活動の重点

重点 1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

重点 2 子育ち、子育てを応援する地域づくりを進める

重点 3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

重点 4 児童委員制度やその活動への理解の促進

- この構成は、「100周年方策」と同様に、第1部において70年間の総括とともに、民生委員が児童委員を兼ねる意義をあらためて整理している。続く第2部において現状と課題を整理し、それを踏まえ第3部において、今後の活動への重点を示している。
- 第3部では、今後の児童委員活動、民児協活動の重点として4項目を掲げているが、これも「100周年方策」と共通する考え方に基づいている。重点の1と2は子どもや子育て家庭が課題を抱え、孤立することがないように、「予防」の視点からの取り組みを重視したものである。
- また、重点1では、児童委員の役割を、「子どもたちの身近なおとな」、地域の「子育て応援団」と整理していることも特徴である。これまでは、ともすると課題を抱えた子どもや子育て家庭を把握し、適切な支援につなげることを意識した活動になりがちであったものを、日常的に子どもや子育て家庭とふれあう存在となることで、何かあった時に気軽に相談してもらえる相手となっていこうというもので、これも「予防」的な視点を重視したものと見える。
- これら「100周年方策」と「児童委員方策2017」の掲げる活動の重点等の関係を示すと下表のようになる。

「100周年活動強化方策」と「児童委員活動方策2017」との関係

※「児童委員活動方策」は、とくに児童委員活動の視点から「100周年方策」の内容を補完するもの。

	100周年方策	児童委員方策2017
副題	人びとの笑顔、安全、安心のために	子どもたちの笑顔と未来のために
活動の重点	1. 地域のつながり、地域の力を高めるために	1. 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる 2. 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
	2. さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために	3. 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える
	3. 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために	4. 児童委員制度やその活動への理解を促進する

【民生委員が児童委員を兼ねる意義～地方分権改革有識者会議での検討】

- 児童委員活動に関係する動向として、平成28年度に、内閣府の地方分権改革有識者会議の地方提案に関する議論において、民生委員による児童委員の兼任がテーマとして取り上げられることがあった。

- ・ 提案の趣旨は、①児童委員の兼任が民生委員の負担となっているのではないか、②児童虐待の深刻化等のなか、児童委員活動の積極的な推進のためには、民生委員を兼ねない児童委員の配置も考えられるのではないか、といったものであった。
- ・ この提案は、たとえば主任児童委員制度の存在や役割の認識不足、民生委員・児童委員制度およびその活動に関する理解不足が背景にあり、結果的には、①区域担当委員であっても児童委員活動に重点をおいた取り組みが可能、②主任児童委員活動の促進を図るべき、との整理により有識者会議においても現行の制度内にて対応すべきものとされた。
- ・ この検討の過程では、全民児連および一部の県民児協に対するヒアリングが行なわれるところとなり、全民児連として、民生委員が兼任してこそその児童委員制度であることを強く指摘した。その際、民生委員が児童委員を兼任する意義として挙げた主な点は以下のとおりである（「中間報告」でも記載）。

- ①子どもをめぐる課題は世帯の課題であり、民生委員が児童委員を兼ねているからこそ子どもと保護者の課題に同時に関わり、かつ、多様な機関につなぐことができる。
- ②児童委員の社会的認知度は高いとはいえず、民生委員が兼任してこそその認知と信頼といえる。
- ③家庭内の課題は見えづらい面があるが、たとえば民生委員が高齢者世帯を訪問した際に孫についての相談を受ける、また通学路での見守り活動を通じて面識のできた児童生徒から家庭の問題について相談を受けるといったように、課題の早期発見につながるケースも少なくない。

- ・ こうした民生委員と児童委員の兼任をめぐる議論が生じる背景には、高齢化等の進展のなか、民生委員活動、また民児協活動の多くが高齢者への支援に関するものとなっている現実があると考えられる。
- ・ しかし一方で、上記のように、子どもや子育て家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化している状況がある。それだけに、すべての民生委員が児童委員であることを意識することが重要となっており、この「児童委員方策 2017」に基づく取り組みを推進していくことが期待される場所である。

以上、今後の民生委員・児童委員活動、また民児協活動の方向性に関して、地域共生社会の実現に向けた施策動向とともに、全民児連が示した「100周年方策」、「児童委員活動方策 2017」の考え方を紹介した。

そこに共通するのは、住民同士のつながりの再構築や強化、また住民同士の支え合いを重視する考え方であり、そのために、民生委員として地域住民や地縁組織に働きかけていこうというものである。

II. 「全国モニター調査」から明らかとなった課題

全民児連では、民生委員制度創設 100 周年記念事業の一部として、全国 23 万人余の全民生委員、および 1 万余の単位民児協すべてを対象に、平成 28 年 7 月から 9 月にかけて「全国モニター調査」を実施した（「モニター調査」の名称は、民生委員がモニターとなって地域社会を注視することによる）。

この調査では、「モニター調査」本来の目的である「社会的孤立状態にある世帯」の状況把握とともに、民生委員の活動や意識、単位民児協の組織や活動の実情を明らかにすることをめざした。

＜民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査＞

- 調査 1 民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査
- 調査 2 民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査
- 調査 3 単位民児協の組織および活動に関する調査

*調査 1、2 が全委員を対象、調査 3 が全単位民児協を対象に実施

回答状況は以下のとおりであり、9 割近い回収率となった。これにより、全国の委員の実情やその意識、また単位民児協組織の現状などを明らかにすることができた。

＜全国モニター調査の回答状況＞

調査 1、2（委員票）

対象委員数 23 万 1,551 人、回答委員数 20 万 750 人、回答率 86.7%

調査 3（単位民児協票）

対象民児協数 1 万 328 民児協、回答民児協数 9,260 民児協、回答率 89.7%

各調査結果の詳細については、本報告書と同時に発行する「全国モニター調査報告書」を参照されたいが、とくに調査 2 および 3 の結果からは、前記のように、全国の民生委員の実情や意識、また単位民児協活動の実際、市町村行政からの住民情報の提供状況等、有益な資料を得るところとなった。

そこで、次頁から、結果概況とともに、今回明らかとなった課題、また本検討委員会「中間報告」において課題として指摘した事項に関する実際など、本報告書において記しておくことが適当と考えられる事項について紹介する。

1. 調査結果の概要

(1) 「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」結果

全国 20 万 750 人（区域担当民生委員 17 万 683 人、主任児童委員 1 万 9,477 人、区分不明 1 万 590 人）からの回答結果について、その概要は以下のとおり。

1) 民生委員・児童委員の現状

- ① 民生委員の年齢構成については、区域担当委員では 70 代以上 32.3%、60 代 56.4%、50 代 9.6%、40 代以下 1.4%と、若年層委員が少数となっている。主任児童委員についても、国が望ましいとする「55 歳未満」は 30.7%にとどまっております、65 歳以上の者が 25.5%を数えた。
- ② 性別では、区域担当委員は男女比が 40.1% : 59.8%である一方、主任児童委員では 15.8% : 84.1%であった（ともに無回答が 0.1%）。
- ③ 在任期間は、区域担当委員、主任児童委員とも 1 期目約 33%、2 期目約 24%であり、2 期目までの委員が全体の 6 割近くを占めている。
- ④ 就労状況については、就労中の委員は区域担当委員で 35.3%、主任児童委員で 56.4%と、主任児童委員は過半数が就労している。

2) 担当世帯数

- ① 区域担当委員において、具体的な担当区域数の記入のあった委員の平均は 223.9 世帯、中央値は 180.0 世帯であった。とくに東京特別区では 500 世帯超の委員が 45.3%（無回答を除けば半数超）となっている。
- ② 訪問活動等、具体的に関わりのある世帯数は、平均値が 29.3 世帯、中央値は 19.0 世帯であった（ただし「関わり」の定義は回答者の判断）。

3) 住民からの認知と協力

- ① 担当区域（主任児童委員は単位民児協の担当圏域）の住民において、民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動を知っている住民がどれぐらいいるかについては、区域担当委員の回答では「5 割以上」が 2 割を超える一方、主任児童委員では「1 割未満」が 1/3 強と、これまでも指摘されているように、主任児童委員の認知度の低い状況が明らかとなった。
- ② その地域を担当する民生委員が自分であることを知っている住民の割合については、町村では「住民の 7 割超」との回答がそれぞれ 3 割を超える一方、東京特別区では「住民の 1 割未満」との回答が 2 割超と大きな相違があった。
- ③ 委員活動を応援してくれる住民の有無については、区域担当委員、主任児童委員とも約 7 割が「いる」との回答（ただし約半数は 9 人以下）であった。

4) 民生委員・児童委員の意識

- ① 委員活動における悩みや苦労について、選択肢から3項目を選択してもらったところ、最多であったのは、区域担当委員、主任児童委員を問わず、住民の「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」であった。
- ② それ以外では、「援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい」、「支援を必要としている人がどこにいるのか分からない」、「会議や研修などに参加する機会が多い」等であった。
- ③ 委員活動のやりがいや喜びを感じるときについては、最多であったのは「支援した人に喜ばれたとき、感謝されたとき」で半数の委員が挙げた。それ以外では、「民生委員同士で仲間ができたとき」を挙げた委員も多かった。
- ④ 民生委員となったことをどう感じているかについては、全体の約6割の委員が「良かった」、約1/4(24.9%)が「どちらともいえない」であった。ただし、在任期間が長くなるほど、「良かった」の割合が高くなっている。
- ⑤ 「円滑な民生委員活動のために希望すること」(3項目選択の第1位回答)については、第1位が「活動の範囲や役割の明確化」、第2位が「自分自身の資質向上」であった。

5) 日常的に相談している相手

- ① 日々の委員活動において、何かあったときに相談している相手や機関としては、「単位民児協の役員・先輩委員」が約7割を占めていた。
- ② それ以外で最多であったのは、地域包括支援センター等の「介護関係機関」であり、次いで福祉事務所や役場の担当部署、社協と続いていた。

(2)「単位民児協の組織および活動に関する調査」結果

全国 9,260 の単位民児協（以下、「民児協」）からの回答結果について、その概要は以下のとおりである。なお、回答は単位民児協会長に依頼した。

1) 単位民児協組織の現状

- ① 全国の単位民児協の委員定員数としては、「10人～14人」、「15人～19人」がそれぞれ約2割、次いで「20人～29人」が3割近くとなっている。
- ② 現員数に基づく定員充足率は、「100%＝欠員なし」が70%を数えた。10%以上の欠員率となっている民児協も1割近くあるが、定員数が10人台の民児協であれば、1人の欠員でも10%近くになるため、今後、定員が一定人数以上の民児協に絞って分析を行なうことも必要と考えられる。
- ③ 単位民児協が担当する圏域の世帯数については、地域差が顕著に表れており、政令市で「3,000～4,999世帯」、特別区で「20,000世帯以上」が最多である一方、村では「1,000～1,999世帯」が最多となっている。
- ④ 単位民児協の事務局については、全体では行政39.1%、社協15.7%、会長等の役員36.0%であった。しかし政令市では49.2%、それ以外の市でも37.6%が会長等の役員が担っており、事務局機能の未確立を表す数字となっている。

2) 民生委員・児童委員の選任方法

- ① 各民児協圏域における民生委員候補者の選任、推薦方法については、自治体区分を問わず、約7割が「自治会・町内会が推薦」であった。ただし、町・村では、「行政が（候補者を探し）推薦」がともに2割を超えていた。

3) 単位民児協が担当する地域の状況

- ① 民児協の担当圏域については、「小学校区相当」が45.7%、「中学校区相当」が19.4%であった。
- ② 民児協圏域にある社会資源として、ア)小学校、イ)中学校、ウ)地域包括支援センター、エ)入院病床をもつ総合病院、の有無・数を尋ねた。小学校、中学校は「1校」がともに半数強である一方、地域包括支援センターは「1カ所未満」が約2割（主に市部）、総合病院は「なし」が約4割であった。
- ③ 単位民児協圏域における「自治会・町内会の加入状況」については、無回答が4割と、加入状況が把握できていないケースが多かった。

4) 単位民児協による活動

- ① 民児協が主催し（主体となって）実施している住民向けの活動では、「高齢者への訪問活動（友愛訪問等）」が約7割、「学校などへの訪問活動」が約6割の民児協で実施されていた。

- ② 一方で、社協等の他団体との共催や協力など、実施形態にかかわらず「実施なし」との回答が多かったのは、「障がい児者を対象としたサロン」約7割、「低所得世帯やひとり親世帯への支援」6割弱などであった。

5) 関係機関との連携状況

- ① 行政や社協、小中学校等、関係機関との連携状況に関する設問では、「強く連携できている」相手先の最多は「地域包括支援センター」(54.2%)で、次いで「市町村社協」、「福祉事務所・役所の福祉担当課」であった。
- ② 一方、「連携していない」との回答が多かったのは、「児童相談所」が約4割で、以下、「地域子育て支援センター」、「保健所・保健センター」と続いた。
- ③ 関係機関との連携について、種々の協力依頼等がなされることを含め、それが負担となっているかを尋ねたところ、負担感が最も高かった相手先は「共同募金会(支所を含む)」であった。「福祉事務所や役所の福祉担当課」や「市町村社協」との連携を「負担」とした民児協は、いずれも2割未満であった。
- ④ 関係機関との連携が、民児協活動に最も「役立っている」相手先としては、「地域包括支援センター」との回答であった。
- ⑤ 市町村行政や社協からどのような協力を依頼されているかについては、行政では「資料配布・情報提供・説明」を約8割の民児協があげ、「福祉関連の研修会・講習会への参加」、「福祉関連の会議への参加」、「福祉関連調査」がいずれも7割以上となっていた。一方、社協でも「研修会・講習会への参加」、「福祉関連の会議への参加」が多かったが、「賛助会員募集・会費集め」も4割近い民児協が挙げた。

6) 市区町村行政からの個人情報提供情報

- ① 市区町村行政から民児協に提供されている住民(個人)情報を尋ねたところ、「独居高齢者」は約7割、「高齢者世帯」、「生活保護受給者」も約6割の民児協で提供を受けていた。
- ② 一方で、「障がい者の単身世帯」、「ひとり親世帯」、「乳幼児」については、いずれも提供率は2割未満であった。

7) 地域に不足していると感じるサービスや社会資源

- ① 住民の相談支援活動のなかで感じる、「地域に不足しているサービス・社会資源」としては、「買い物弱者の生活を支える支援」が最多であった(56.1%)、次いで「外出や通院等の移動に対する支援」(47.7%)、「外出の際の公共交通機関」(38.5%)であり、いずれも福祉関連のサービスよりも上位であった。

2. 調査結果のなかで注目される事項

(1) 民生委員・児童委員に関する事項

①委員の年齢～次代を担うべき若年層の委員の不足

- 区域担当委員においては、50歳未満の委員は全体の1.4%であり、50代委員も9.6%にとどまっている。このことは、今後、委員を長く務め、ベテラン委員として民生委員活動、民児協活動の中心的役割を担うべき人材が不足することにもなりかねない状況にあるといえる。

民生委員・児童委員の年齢区分

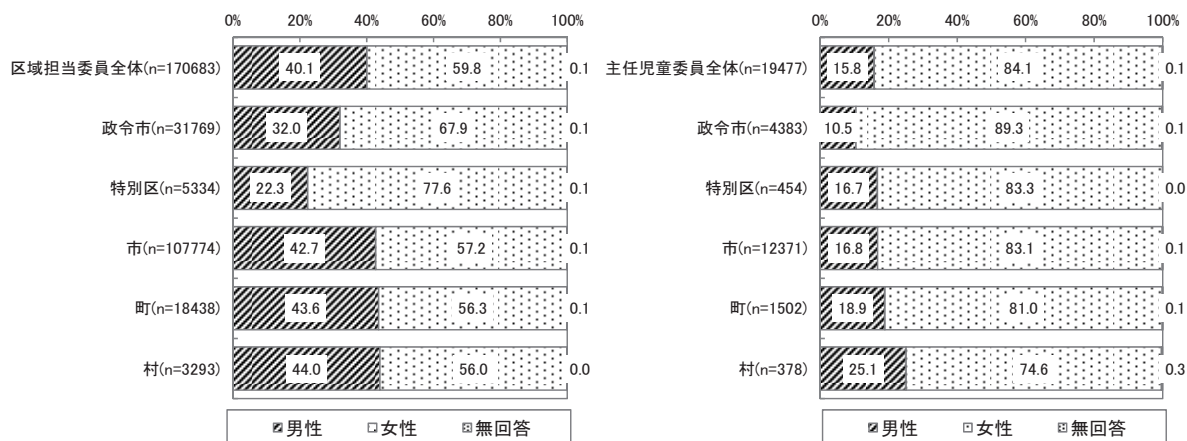
委員の区分	委員数	20代	30代	40代	50歳-54歳	55歳-59歳	60歳-64歳	65歳-69歳	70歳-74歳	75歳-79歳	80代	90代	無回答
全 体	200,750	23	203	4,420	8,562	16,348	34,649	72,870	48,639	12,248	401	5	2,382
	100.0%	0.0%	0.1%	2.2%	4.3%	8.1%	17.3%	36.3%	24.2%	6.1%	0.2%	0.0%	1.2%
区域担当委員	170,683	21	113	2,140	4,825	11,558	29,715	66,616	44,053	10,681	319	4	638
	100.0%	0.0%	0.1%	1.3%	2.8%	6.8%	17.4%	39.0%	25.8%	6.3%	0.2%	0.0%	0.4%
主任児童委員	19,477	1	90	2,248	3,645	4,508	3,940	3,225	1,360	355	14	0	91
	100.0%	0.0%	0.5%	11.5%	18.7%	23.1%	20.2%	16.6%	7.0%	1.8%	0.1%	0.0%	0.5%

注)「全体」には区域担当委員、主任児童委員の区分不明者を含む。よって、表中の区域担当委員と主任児童委員の合計数に一致してしない。

②性別～都市部における男性委員の少なさ

- 区域担当委員に占める男性の比率は、全体では40.1%であるが、東京特別区では22.3%にとどまり、政令市でも32.0%となっている。都市部において男性委員の選任が困難である状況を表しているといえる。
- こうした状況は、「中間報告」でも記したように、男女ペアによる訪問活動が望ましい場合などの対応を困難にすることにもつながることが懸念される。

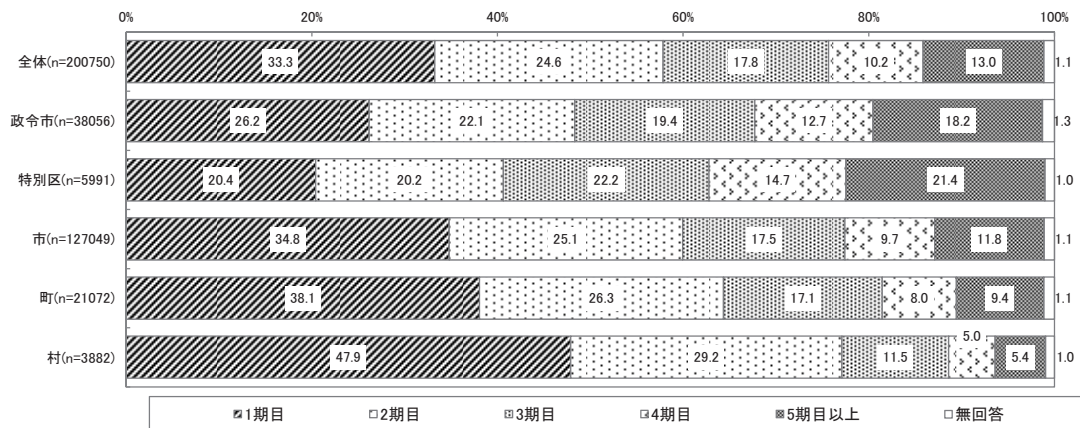
民生委員・児童委員の性別（自治体区分別）



③在任期間～村は約半数が新任委員

- 区域担当委員、主任児童委員とも、全体では2期目までの委員が6割を占めているが、自治体区分（政令市・特別区・市・町・村）にみると、1期目の委員が村では47.9%、町でも38.1%を占めている。東京特別区は20.4%、政令市26.2%であり、地方部ほど新任委員が多くなっている。とくに村では2期目までの委員で77.1%と8割近くを占めている状況にある。

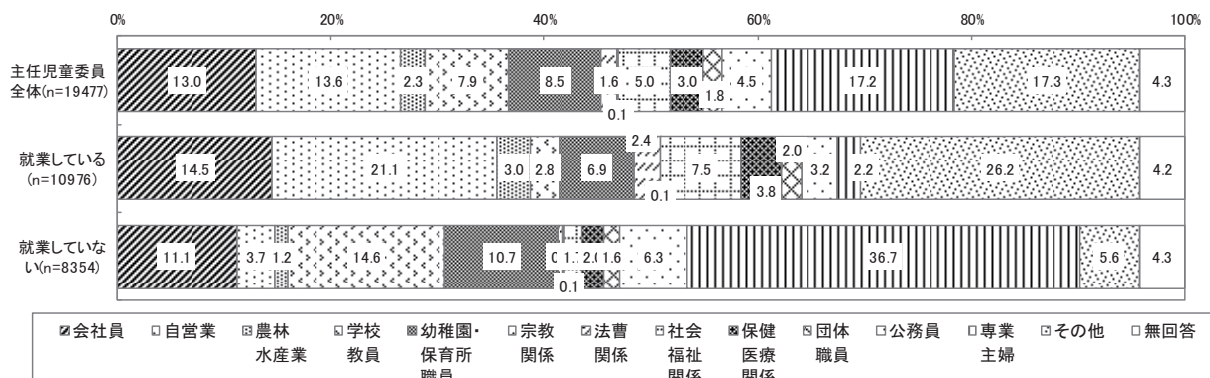
民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の在任期間（自治体区分別）



④主任児童委員の職歴～専門職経験者は少数

- 主任児童委員は、その役割に照らし、「児童福祉に関する理解と熱意を有し、専門的な知識・経験を有する者」を選任することとされ、児童福祉施設の施設長や児童指導員、保育士、学校教員、保健師等の経験を有する者を選任すべきこととされている。
- 今回結果では、前職もしくは現職が「学校教員」7.9%、「幼稚園・保育所職員」8.5%、「社会福祉関係」5.0%にとどまる一方、「会社員」13.0%、「自営業」13.6%、「専業主婦」17.2%（就業していない委員では36.7%）等となっている。子ども会やPTA活動の経験を踏まえた選任が多いと考えられるが、主任児童委員に期待される児童福祉の専門性という点では一定の課題も考えられる。

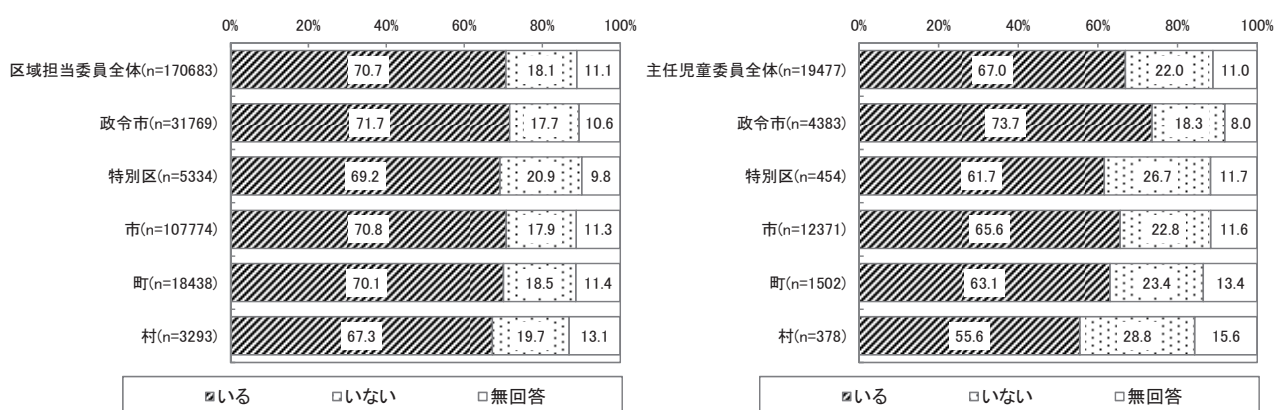
主任児童委員の現職・現職（現在の就労の有無別）



⑤地域における支援者の有無～2割の委員が「いない」と回答

- 委員活動を応援してくれる住民の有無について、区域担当委員の18.1%、主任児童委員の22.0%が「いない」と回答している。無回答の約1割を加えると、2割から3割の委員は活動を応援してくれる住民がいないと感じながら活動をしていることとなり、委員を孤立させないための支援が重要となっている。
- 自治体区分別では、区域担当委員では顕著な相違はみられないが、主任児童委員においては、特別区と村において「いない」の回答が多くなっている。

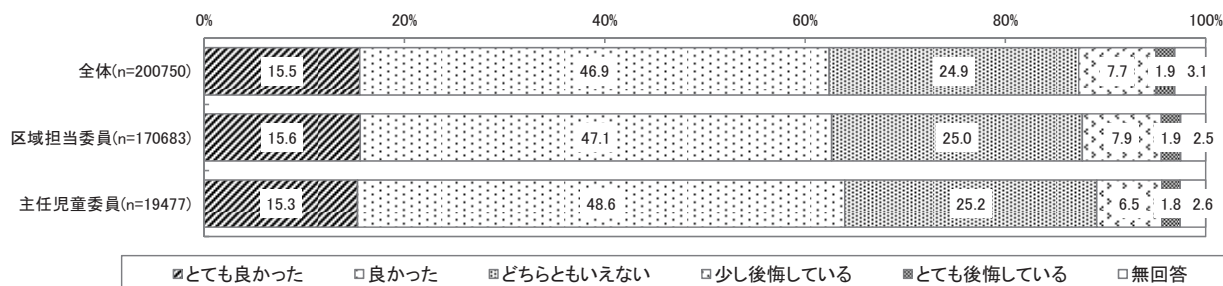
委員活動を応援してくれる住民の有無（自治体区分別）



⑥民生委員の意識～委員就任を「後悔」は約1割

- 民生委員となったことを「良かった」と感じているか、「後悔しているか」を聞いた結果では、区域担当委員、主任児童委員とも「とても良かった」、「良かった」の合計が約6割を数えた。
- 一方で、「少し後悔している」、「とても後悔している」の合計もそれぞれ8%から9%と1割近くを数えた。とくに、1期目の委員ではその合計が、区域担当委員で14.2%、主任児童委員で12.9%と高くなっており、新任委員の支援の重要性を表す結果となっている。なお、後悔している委員の割合は、在任期間とともに減少する傾向を示している（次頁表参照）。

民生委員・児童委員となったことをどう感じているか



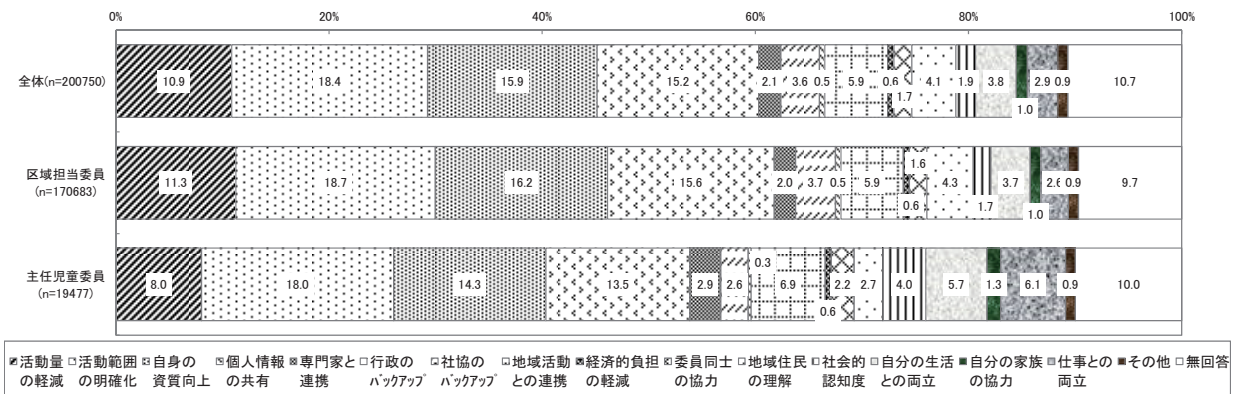
民生委員・児童委員となったことをどう感じているか（在任期間別）

委員区分	在任期間	とても良かった	良かった	どちらともいえない	少し後悔している	とても後悔している	無回答	合計 (委員数)
区域担当委員	全体	26,571 15.6%	80,367 47.1%	42,715 25.0%	13,461 7.9%	3,273 1.9%	4,296 2.5%	170,683
	1期目	5,585 9.7%	24,872 43.1%	17,755 30.7%	6,538 11.3%	1,672 2.9%	1,326 2.3%	57,748
	2期目	6,070 14.3%	20,633 48.6%	10,717 25.2%	3,211 7.6%	785 1.8%	1,054 2.5%	42,470
	3期目	5,255 17.2%	15,093 49.4%	6,975 22.8%	2,001 6.5%	428 1.4%	802 2.6%	30,554
	4期目	3,588 20.8%	8,578 49.7%	3,529 20.4%	875 5.1%	198 1.1%	505 2.9%	17,273
	5期目以上	6,001 27.1%	10,991 49.7%	3,594 16.2%	783 3.5%	174 0.8%	576 2.6%	22,119
	無回答	72 13.9%	200 38.5%	145 27.9%	53 10.2%	16 3.1%	33 6.4%	519
	主任児童委員	全体	2,981 15.3%	9,474 48.6%	4,903 25.2%	1,262 6.5%	354 1.8%	503 2.6%
1期目	618 9.6%	2,819 43.7%	2,022 31.3%	624 9.7%	208 3.2%	165 2.6%	6,456	
2期目	654 13.8%	2,416 51.0%	1,160 24.5%	319 6.7%	74 1.6%	118 2.5%	4,741	
3期目	590 16.7%	1,803 51.1%	828 23.5%	170 4.8%	44 1.2%	93 2.6%	3,528	
4期目	425 20.1%	1,107 52.2%	442 20.9%	75 3.5%	13 0.6%	57 2.7%	2,119	
5期目以上	681 27.0%	1,284 51.0%	412 16.3%	68 2.7%	12 0.5%	63 2.5%	2,520	
無回答	13 11.5%	45 39.8%	39 34.5%	6 5.3%	3 2.7%	7 6.2%	113	

⑦委員活動を続けていくために必要なこと～自身の力量アップが第2位

- 「委員活動を続けていくために希望すること」（3項目選択の第1位）の第2位は「自身の資質向上」であった。とくに在任期間別に分析すると、1期目の委員の方が5期目以上の委員よりも高かった。
- 研修参加を負担とする意見がある一方、新任委員等においては、自身の力量を高めるための研修ニーズがあることもうかがわれる結果といえる。

委員活動を続けていくために希望すること（複数選択の第1位）



(2) 単位民児協に関する事項

①委員定数～町民児協の委員数の多さ

- 単位民児協の委員定数をみると、全体では10人～20人の民児協が多くなっているが、自治体区分別にみると、町ではその4分の1が定数50人以上となっている。これは、民生委員法において、町村は特別の事情のある場合以外は町村全域で1単位民児協とすべきものとされていることによる。しかし単位民児協としての一体性や、定例会などにおける委員の率直な意見交換のためには適正な人数規模も大切といえる。それだけに、町の民児協のあり方については検討が必要と考えられる。

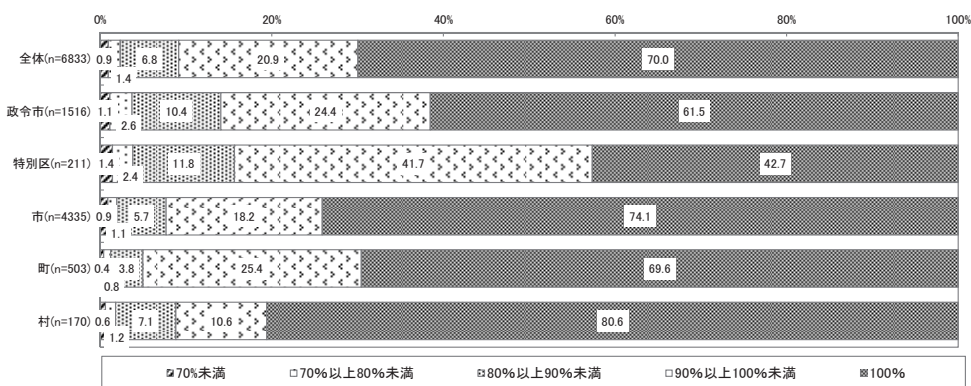
単位民児協の委員定数（自治体区分別）

自治体区分	民児協数	9人以下	10-14人	15-19人	20-29人	30-49人	50人以上	無回答(不明)
全体	9,260	1,082	1,823	1,882	2,566	1,332	398	177
	100.0%	11.7%	19.7%	20.3%	27.7%	14.4%	4.3%	1.9%
政令市	2,061	224	579	527	492	177	23	39
	100.0%	10.9%	28.1%	25.6%	23.9%	8.6%	1.1%	1.8%
特別区	259	0	9	41	106	93	2	8
	100.0%	0.0%	3.5%	15.8%	40.9%	35.9%	0.8%	3.1%
市	5,962	780	1,121	1,192	1,761	807	191	110
	100.0%	13.1%	18.8%	20.0%	29.5%	13.5%	3.2%	1.9%
町	608	14	29	54	141	205	156	9
	100.0%	2.3%	4.8%	8.9%	23.2%	33.7%	25.7%	1.4%
村	230	48	61	46	44	18	6	7
	100.0%	20.9%	26.5%	20.0%	19.1%	7.8%	2.6%	3.1%
無回答	140	16	24	22	22	32	20	4
	100.0%	11.4%	17.1%	15.7%	15.7%	22.9%	14.3%	2.9%

②民児協における欠員～7割の単位民児協では欠員が生じていない

- 民生委員のなり手不足が指摘されているが、定員数、現員数から定員充足率、欠員率を算出すると、全国の民児協の約7割では欠員を生じていないことが明らかとなった。
- ただし、自治体区分ごとには差異も生じている。欠員なしの民児協は、村では80.6%に上るが、東京特別区では42.7%にとどまっている。

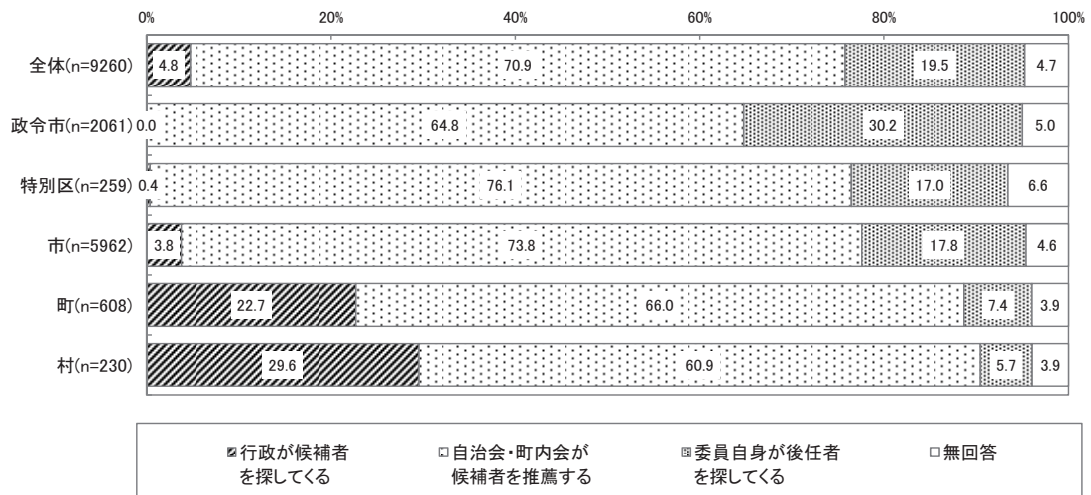
単位民児協の定員充足率（自治体区分別、無回答を除く）



③民生委員候補者の推薦～「自治会・町内会による」が約7割

- 単位民児協圏域において、民生委員候補者の推薦がどのように行なわれているかについて、政令市では、「委員自身が後任者を探してくる」が30.2%に上っている。また「行政が候補者を探してくる」も町22.7%、村29.6%を数え、自治会等の推薦という従来方式が成り立ちにくくなっていることがうかがわれる。

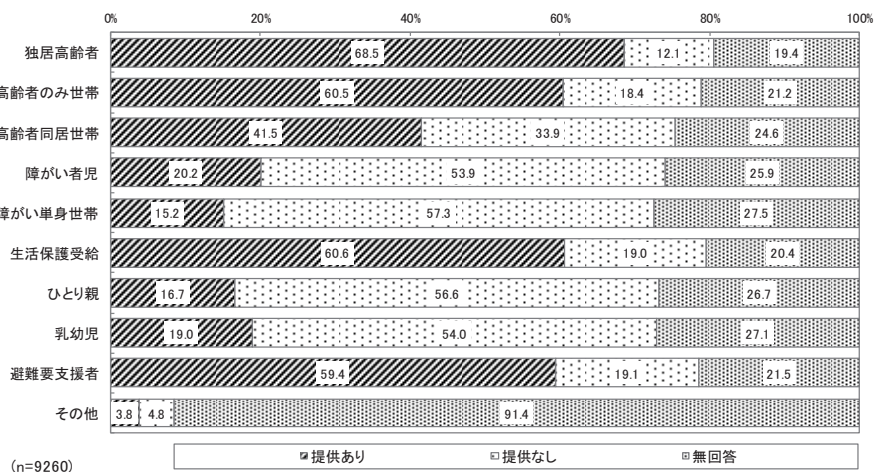
民生委員・児童委員候補者の主な推薦（選任）方法（自治体区分別）



④市区町村からの住民情報の提供～対象者による相違と提供内容にも課題

- 市区町村行政から民児協への個人情報（住民情報）の提供状況については、「独居高齢者」については約7割の民児協で提供を受けている一方、「障がい者単身世帯」15.2%、「ひとり親（世帯）」、「乳幼児」、「障がい児者」が16%から20%にとどまるなど、対象者ごとに大きな相違がある。
- また、提供されている内容も、「氏名」、「住所」、「年齢」、「家族構成」等にとどまり、継続的な見守り活動に必要な、「緊急連絡先」、「健康状態」、「経済状況」、「公的サービスの利用状況」などの情報は多くの自治体では提供されていない。

市区町村から単位民児協への個人情報の提供状況



⑤地域に不足しているサービス等～生活基盤の脆弱化を反映

- ・ 民児協活動を通じて感じている「地域に不足しているサービスや社会資源」を尋ねたところ、最多は「買い物弱者の生活を支える支援」で過半数を超える民児協（56.1%）が指摘した。また、第2位は「外出や通院等の際の移動に対する支援」で47.7%、第3位は「外出の際の公共交通機関」で38.5%であった。
- ・ これらの結果は、「中間報告」においても指摘したように、商店やスーパーの閉店、バス路線の廃止や便数の減少など、地域社会の生活基盤の脆弱化を反映した住民ニーズが顕在化しており、それが民生委員への支援以来にも反映していることが考えられる。
- ・ なお、自治体区分別にみると、町・村では、「入院・専門的治療を受けられる医療機関」を挙げた民児協が4割近くを数え、「医療過疎」というべき状況を反映した結果となっている。

地域に不足していると感じるサービス・社会資源（自治体区分別）

自治体区分	単位民児協数	外出の際の公共交通機関	外出や通院等の際の移動に対する支援	スーパーや商店	買い物弱者の生活を支える支援	かかりつけ医・在宅医療を提供する医療機関	入院・専門的治療を受けられる医療機関	介護にかかる相談窓口・介護保険サービス	障がいにかかる相談窓口・障がい者福祉サービス	子育てにかかる相談窓口・児童福祉サービス	教育・就学にかかる相談窓口・教育支援	生活困窮者にかかる相談窓口・サービス	就労・就職活動支援にかかる相談窓口・支援	その他
合計	9,260 100.0%	3,562 38.5%	4,415 47.7%	2,660 28.7%	5,191 56.1%	2,106 22.7%	2,207 23.8%	1,188 12.8%	1,554 16.8%	1,289 13.9%	1,097 11.8%	1,598 17.3%	1,668 18.0%	558 6.0%
政令市	2,061 100.0%	506 24.6%	762 37.0%	396 19.2%	949 46.0%	396 19.2%	391 19.0%	253 12.3%	368 17.9%	292 14.2%	238 11.5%	303 14.7%	314 15.2%	128 6.2%
特別区	259 100.0%	26 10.0%	60 23.2%	24 9.3%	75 29.0%	42 16.2%	42 16.2%	30 11.6%	30 11.6%	34 13.1%	27 10.4%	35 13.5%	27 10.4%	27 10.4%
市	5,962 100.0%	2,556 42.9%	3,067 51.4%	1,872 31.4%	3,572 59.9%	1,409 23.6%	1,431 24.0%	791 13.3%	1,017 17.1%	856 14.4%	735 12.3%	1,111 18.6%	1,105 18.5%	358 6.0%
町	608 100.0%	306 50.3%	336 55.3%	226 37.2%	384 63.2%	166 27.3%	223 36.7%	56 9.2%	75 12.3%	53 8.7%	62 10.2%	83 13.7%	143 23.5%	28 4.6%
村	230 100.0%	120 52.2%	125 54.3%	105 45.7%	140 60.9%	63 27.4%	87 37.8%	40 17.4%	42 18.3%	33 14.3%	23 10.0%	48 20.9%	52 22.6%	11 4.8%
区分不明(未記入)	140 100.0%	48 34.3%	65 46.4%	37 26.4%	71 50.7%	30 21.4%	33 23.6%	18 12.9%	22 15.7%	21 15.0%	12 8.6%	18 12.9%	27 19.3%	6 4.3%

Ⅲ. 民生委員・児童委員活動に関する課題と対応(追加意見)

長い歴史と実績を有する民生委員・児童委員制度であるが、現在、その制度、活動については多くの課題が指摘されるようになってきている。そして、その多くについては、すでに「中間報告」において、現状とともに改善に向けた提案を示したところである。

本委員会では、「中間報告」に盛り込めなかった事項についても一定の検討を行なったところであり、ここでは、全国の関係者から指摘、また照会されることが多い以下の5項目について、現状と今後求められる対応について整理する。

- ①市区町村行政からの個人情報提供について
- ②民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動について
- ③いわゆる「証明事務」のあり方について
- ④民生委員・児童委員活動に対する経済的支援（委員活動費等）について
- ⑤退任委員の地域貢献活動について

これらのうち、①から④については、とくに市区町村行政との関係において改善が期待される事項である。

①は、第Ⅱ部においても一部ふれているが、個人情報保護法の施行以後、市町村（特別区を含む。以下同じ。）行政から民生委員（民児協）に対する住民情報の提供が適切に行なわれず、活動に支障を及ぼしているとの指摘に関するものである。

②は、同じ住民情報の取り扱いに関するものであるが、とくに平成25年の災害対策基本法改正により市町村長に作成が義務づけられた「避難行動要支援者名簿」を活用した要支援者の避難支援体制構築をめぐる課題である。具体的には、多くの市町村において、民生委員を除く関係者・関係機関への名簿提供が進まず、結果的に民生委員に過度な負担がかかっている市町村が少なくないというものである。

③は、民生委員の行政協力としてのいわゆる「証明事務」についてである。地域における人間関係の希薄化を背景に、民生委員においても面識のない世帯が増加するなか、その役割を果たすことが委員のみならず、証明対象となる住民にとっても負担となっているという課題である。

④は、民生委員の負担の一部である「経済的負担」に関するもので、民生委員活動、民児協活動に関する財政面での支援の必要性についてである。

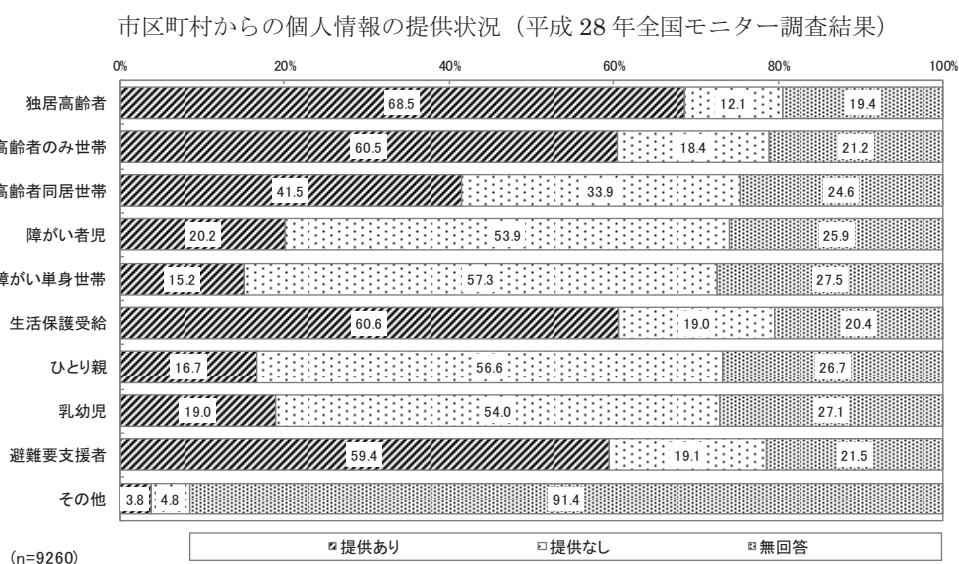
そして⑤は、全国の民児協関係者から全民児連に質問が寄せられることも多いテーマで、退任後も健康で意欲ある民生委員経験者を、地域でいかに活躍してもらうかというもので、これは主として民児協において自主的に検討すべきテーマといえる。

以下に、それぞれの項目についての現状と課題の所在、今後求められる対応について整理する。

1. 民生委員・児童委員活動に必要な個人（住民）情報の提供について

(1) 現状と課題

- 第Ⅱ部でも紹介しているように、平成28年に実施した「全国モニター調査」結果においても、全国の委員および民児協から、活動に必要な個人情報（住民や世帯の情報）が市町村行政から適切に提供されていないとの回答が一定割合を数えた。
- ただし、ア)住民情報が一律に提供されていないのではなく、対象者ごとに大きな差異が生じていること（下図参照）、また、イ)高齢者等の住民情報が提供されている場合であっても、内容的には「氏名、年齢、住所、家族構成」等にとどまり、「緊急連絡先」、「心身の状況」、「経済状況」、「公的なサービスの利用状況」といった情報が提供されていない、といった現状があることは前述のとおりである。



- こうした状況が、悪質商法被害防止の注意喚起のための障がい者世帯の訪問活動、また子どもが生まれた家庭への「おめでとう訪問」ができないといった指摘（上記アに係る課題）、また、ひとり暮らし高齢者が自宅で倒れた場合の緊急連絡先がわからず、結果的に民生委員が救急車に同乗を求められる（上記イに係る課題）といった現状にも反映しているものと考えられる。
- 住民情報の提供が行なわれづらい背景として、個人情報保護に関する社会的な意識の高まりをあげることができる。自分に関する情報をむやみに他者に知られたくないと希望することは国民の権利であり、尊重されるべきことである。しかし、福祉の現場においては個人情報の介在なくして支援はかなわず、情報の不提供が結果的に本人の不利益ともなりかねない点に留意が必要である。市町村行政には、個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に取り扱うことが求められているが、「個人情報保護」と「住民の福祉」の両立をどう図っていくかが問われているといえる。

(2) 今後、検討および対応が期待されること

①市町村行政としての対応

- ・ 民生委員は守秘義務を有しており、市町村行政として活動に必要な個人情報の提供を行なうことに問題がないことは、消費者庁や厚生労働省等が示しているところである。行政職員がまずこの点を正しく理解することが大切といえる。
- ・ また、マイナンバー制度の施行等を踏まえ、平成 29 年 5 月から改正個人情報保護法が施行され、「個人情報取扱事業者」について保有情報件数要件が撤廃されることとなった。これを受け、民生委員が同法に定める個人情報取扱事業者となったと誤解しているケースがみられるが、非常勤・特別職の地方公務員である民生委員には、同法の適用はないことについても確認しておく必要がある。
- ・ そのうえにたつて、住民の福祉に有益である場合においては、民児協を通じて民生委員活動に必要な住民情報が適切に提供されるよう、市町村の個人情報保護審査会への付議や個人情報保護条例において提供先として明確化を図る等の対応が期待される。
 - * 災害時要援護者支援のための「避難行動要支援者名簿」については、条例上の対応を図ることで、本人同意を得ずとも提供を行なっている自治体があることも参考とすべき。
 - * また、住民自身に対しても、情報提供が自身の利益につながることへの理解を促進していくことも行政に期待される役割といえる。

②民児協としての対応

- ・ 民生委員のなかには、「民生委員である以上、何かあった場合に備え、住民情報が提供されて当然」という考えを有する者もみられるが、今日においてはこうした考え方を改めていくことも必要である。前記のとおり、自らのプライバシーに関わる情報をむやみに他人に知られたくないと希望し、保護されるべきことは基本的人権の尊重に関わることであり、これは民生委員活動の基本でもある。
- ・ 現状においては、提供された個人情報の取り扱いに関する民児協としてのルールの整備（個人情報保護規程の整備等）が十分に進んでいるとはいえない面がある。民生委員による個人情報紛失事例も発生しており、個人情報の提供を受けべき存在として信頼を担保していくための取り組みも大切である。
- ・ さらに、長きにわたり、民生委員は自ら地域を歩き、住民の状況を把握し、それを活動に活かしてきた歴史がある。住民との信頼関係に基づき得られる情報は多く、今後とも自らの活動を通じた住民の状況把握も重視していくべきである。
- ・ 今後は、民児協として、ア)どのような活動のために、どのような住民の情報が必要であるのか、イ)提供された情報はどのように管理するのか、を整理し、市町村行政と協議を進めていくことが適当といえる。

2. 災害時要援護者支援活動のあり方について

(1) 現状と課題

- 自然災害が相次ぐなか、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の避難行動、また避難生活をいかに支えるかは社会的な課題となっており、民生委員にも期待が寄せられている。とくに災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成や、名簿を活用した発災時の直接的な避難支援者の確保等について、多くの自治体で民生委員への協力が求められている。
- しかし、民生委員は災害救助の専門家ではない。同じ地域住民＝被災者の一員となることを考えた場合、現状では災害時要援護者支援の取り組みにおいて、民生委員に過度な負担がかかっている地域も少なくないと考えられる。
- 下表は、総務省消防庁が公表した全国の市町村（特別区含む）での平常時における避難行動要支援者名簿の提供先に関する調査結果である。提供先は災害対策基本法（第 49 条の 11）で示された「避難支援等関係者」であるが、全国の 9 割以上の市町村で民生委員への提供がなされている一方、警察や消防団等への提供率は民生委員に比して大きな差異がある。

平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供先

平成29年6月現在、総務省消防庁

提供先	提供市町村	
民生委員	1,502	92.1%
消防本部・消防署等	1,273	78.6%
自主防災組織	1,228	75.8%
社会福祉協議会	1,168	71.6%
都道府県警察	1,119	68.6%
消防団	910	55.8%
その他	727	44.6%

*分母は、各組織が存在する（設置している）と回答した市町村数。
 民生委員1,631、消防本部・消防署等1,619、自主防災組織1,621、
 社会福祉協議会1,631、都道府県警察1,631、消防団1,630、その他1,631

- さらに、発災時にこの名簿掲載者の避難を直接的に支援する者の確保が進まないという課題が全国的に指摘されている。そのため、要支援者本人の希望もあり、支援計画書にはやむなく民生委員の氏名を登録するケースもあるとされる。
- しかし、この改正災害対策基本法施行後に発生した熊本地震（平成 28 年 4 月）の被災地においては、名簿に掲載された障がい者本人から、発災時に民生委員が避難支援に訪問しなかったことを叱責されたとの事例も寄せられている。住民のなかに、発災時には民生委員が自分を助けにきてくれるとの誤解があるのであれば、その点については早急な是正が必要といえる。

東日本大震災において、その使命感から 56 名もの民生委員が犠牲となったことを忘れることなく、なにより発災時には民生委員自身とその家族の安全の確保を最優先とした取り組みを考えていくことが大切といえる。

(2) 今後、検討および対応が期待されること

①市区町村行政としての対応

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成・更新、関係者への提供に関する本人同意、さらには発災時の避難支援者の確保等に関して、民生委員に過度の負担をかけている市町村もみられることから、現状を見直し、地域の幅広い関係者の連携・協働のもとで支援体制の構築を図ることが大切である。

* 内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」にも指摘されているように、要支援者における自助努力も重要である。避難行動要支援者名簿への掲載や関係者への名簿提供の同意も自助努力の一部であるといった住民理解を進めていくことも行政の役割といえる。

- ・ また、一部の市町村においては、民生委員に発災時の直接的な避難支援の役割を担うことを求める例もみられるが、民生委員は災害救助の専門家ではなく、自らの身を危険にさらし、活動を行なうべき責任を有するものではない。市町村においてはその点を十分に踏まえ、要支援者の体制構築について検討すべきである。

②民児協としての対応

- ・ 自然災害が相次ぎ、また南海トラフ地震や首都直下型地震への備えが急がれるなか、災害時要援護者の支援体制構築は、全国的に民児協活動の柱となっている現実がある。しかし、発災時には、なにより自らと家族の安全を第一とし、無理のない活動を考えることを全委員の共通認識とすることが重要である。

* 民生委員制度創設 90 周年に際して全民児連が提唱した「災害時一人も見逃さない運動」の主旨は、「災害時に一人も見逃さないための平常時の運動」であった。現在においてもこの運動名称を使用した取り組みを進めている民児協にあっては、この運動の主旨はあくまで「平常時の運動」である点を民児協内で徹底しておくことが大切。

- ・ また、東日本大震災の被災地においては、発災後、たとえば罹災証明書の発行など、民生委員にきわめて広範な依頼がなされた。そのなかには、明らかに民生委員の役割を超えるものも多くみられた。それだけに、平常時より市町村行政、社協、また自治会・町内会、自主防災組織等と、発災時の民生委員の役割について協議を行ない、地域住民を含めて共通認識としておくことが重要である。

* 災害への備えは地域全体で取り組むべきものである。そのなかで民生委員には、たとえば持病や内部障がい等、周囲から見えづらい課題を有する者への配慮、また避難所で声を上げづらい者の代弁といった民生委員ならではの役割も期待される場所である。

* 全民児連では、平成 25 年に「災害に備える民生委員活動 10 か条」を策定しており、この内容について新任委員を含めて共有していくことが重要である。

3. いわゆる「証明事務」のあり方について

(1) 現状と課題

- かねて民生委員活動において課題とされているものに、いわゆる「証明事務」がある。これは、行政等への提出書類において、世帯の状況等を民生委員が確認した結果を記入し、自らの署名を行なうものである。
- 全民児連では、平成14年5月に「「証明事務」の基本的なガイドライン」を取りまとめ、ア)他に代替手段がある場合には対応しないこと、イ)当該世帯と面識がなく確認が困難である場合は対応しないこと、ウ)「証明」という表現には考慮が必要で、「調査結果」、「状況確認報告」、「所見」といった表現が適切であること等を示した。その後、本ガイドラインの普及と共に証明事務の取り扱い件数は減少している。

「証明事務」の取り扱い件数の推移

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

年度	全国の民生委員数	全委員による件数	1人あたり件数
平成7年度	208,040人	1,113,148件	5.35件
平成17年度	226,613人	677,520件	2.99件
平成27年度	231,689人	403,427件	1.74件

- こうした減少傾向の背景には、全民児連策定ガイドラインの普及・定着も考えられるが、一部には、行政において民生委員の証明を不要とする見直しが行なわれた結果も影響していると考えられる。

見直し例 (独法) 勤労者退職金共済機構による「中小企業退職金共済制度」

- 改正前は、中小企業に勤務する加入者が死亡した場合、その者が扶養していた親が退職金を請求する場合、「生計維持に関する民生委員の証明」が必要とされていた(昭和39年労働省通達)。
- しかし、当該世帯と面識のない民生委員が証明を行えないとしたことから、退職金の請求ができず、行政相談を受けた総務省の行政苦情救済推進会議での議を経て、厚生労働省労働基準局長から同機構理事長あてに生計維持の証明書類見直しの通達が発出され、民生委員の証明が不要となった。

- 「証明事務」は件数的には減少傾向にあるものの、このことは、住民からの依頼件数が減少していることと必ずしも同義ではないことに留意が必要である。証明を行なった件数＝実績が減少したということである。住民から書類の記入依頼があった場合に、民生委員が世帯との面識がないこと等を理由に証明を断ったために住民とトラブルになるケース、また民生委員による証明を必要とすることについて住民が役場に苦情を訴えるケースもみられるところとなっている。
- 現在も民生委員は法令・通知等に基づき、種々の証明を行なうべきことが規定されている。これらは基本的に民生委員の職務といえるが、民生委員と住民との関係が変化するなか、そのすべてに応えることは困難となっている。

【参考】民生委員・児童委員に証明等が求められているもの（例）

- 就学援助制度 *市町村によって取り扱いが異なる
 - ・要保護および準要保護児童生徒の認定に関する協力（世帯票の作成等）
- 国民年金、厚生年金
 - ・配偶者または18歳未満の子がいる場合で、同一世帯でない場合の生計同一に関する証明
- 健康保険（協会健保）
 - ・被扶養者に関する異動届け提出に際しての無収入、生計同一に関する証明
- 労災保険
 - ・遺族補償給付（一時金、年金）請求時の生計同一に関する証明
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当 *市町村によって取り扱いが異なる
 - ・事実婚の解消、婚姻によらない懐胎等に関する証明
- 独立行政法人日本学生支援機構奨学金制度
 - ・償還猶予申請に際しての生活保護受給中、入学準備中、無職等に関する証明
- 生活福祉資金貸付制度
 - ・調査意見書作成、借受世帯の生活実態の把握、償還猶予・償還免除に関する意見書の作成等
- 不在住証明
 - ・登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことの証明
（休眠抵当権の抹消登記に要する書類／不動産登記法70条3項）

（2）今後、検討および対応が期待されること

- ・ 民生委員には、住民の福祉、教育等に資する多くの支援制度において、世帯状況の確認や証明への協力が規定されている。しかし、それは民生委員が担当区域の住民（世帯）をよく知っているとの前提に立って制度化されてきたものが少なくない。まず、この前提が今日大きく変化していることを、各制度を所管する国、都道府県、市町村の行政関係者が理解することが求められている。
- ・ 今日、地域における人間関係が希薄化し、民生委員においても面識のない世帯の方が多くなっている現実がある。こうしたなか、内縁関係や生計同一等の証明を適切に行うためには当該世帯のプライバシーに踏み込むことが必要であるが、面識のない世帯に対してそれを求めることは、民生委員および住民の双方に負担となっている面がある。さらに、民生委員が証明への協力を辞退することでトラブルとなるケースもあることから、真に民生委員の確認・証明が必要であるのか、またその内容はどこまでのものかについて、各行政機関において、民児協関係者の意見も聴取しつつ、見直し検討を行なうことが望ましい。
 - * 現状では、新任委員研修においても民生委員に協力が求められる証明事務の全体像の説明はなく、民生委員や民児協事務局、市町村行政の民生委員担当でさえも、十分に理解できていないのが現実である。
 - * 上に掲げた証明事務の参考例のうち、不動産登記法に基づく休眠抵当権抹消のための不在住証明（太字、下線ある事例）等は福祉行政への協力という民生委員の役割を超えるものと考えられる。

4. 民生委員・児童委員活動に対する経済的支援（活動費）について

(1) 現状および課題

① 民生委員・児童委員活動費および民児協活動推進費の状況

- ・ 民生委員の負担拡大が指摘されるが、その一部として経済的負担がある。委員活動の多様化、担当世帯数の増加等を背景に、訪問活動に要する燃料費、通信費（電話代等）等も増加せざるを得ない状況がある。また民児協の自主的な活動を活発化しようとする、それに伴う財源が必要であるが、公的補助に限られる現状では民生委員自身が負担する会費にその財源を求めざるを得ない。
- ・ こうした民生委員活動、民児協活動に対する公的補助としては、国として地方交付税に下記の額を算入している。
 - ア) 民生委員・児童委員活動費（委員個人あて） 年 59,000 円
 - イ) 地区民児協活動推進費（単位民児協あて） 年 230,000 円委員活動費は平成 28 年度に（58,200 円→59,000 円）、地区（単位）民児協活動推進費は平成 29 年度に（20 万円→23 万円）、それぞれ引き上げが行なわれた。
- ・ これら活動費の支弁は、都道府県を介し、市町村から各委員、民児協に行なわれる（政令市、中核市は都道府県を介さず直接市へ）。この時、実際に支弁される額は、国が積算している額とは異なる場合も多く、減額されている市町村も少なくない。地方交付税積算額は、都道府県の人口規模に応じて民生委員数、単位民児協数について積算上の数を設定し、その数に単価を乗じたものとして交付されている。委員定数や単位民児協数は、市町村の状況に応じて変化していくが、その実数を常時把握することは困難であり、実際の委員数等と比較した場合、多い場合・少ない場合が生じることはやむを得ない面がある。
- ・ 市町村から民生委員それぞれに支弁されている委員活動費（実費弁償費）については、市区町村ごとに一定の相違がある（右頁表参照）。市町村の財政事情により減算される場合、また市町村が独自に加算している場合もみられる。民生委員への依頼事項は市町村ごとに相違があることもその背景にあるといえる。
- ・ 単位民児協の活動費についても、同様に市町村ごとに相違がある。しかし、国が地方交付税に積算している 23 万円という金額については、月あたりでは 2 万円弱にとどまり、定例会の開催費用等を賄うのが精一杯の額といえる。研修費、広報費、サロン活動などの事業費等に要する財源は、市町村行政の支援がない場合、各委員が負担する会費に頼らざるを得ない状況にある。
- ・ 民生委員への期待が高まり、活動も多様化するなかにあつては、各委員の経済的負担は拡大する傾向にあり、早期退任の一因との指摘もあるところである。

【参考】民生委員・児童委員活動費（実費弁償費）の額

全民児連が平成 26 年 12 月に実施した調査によれば、全国の市区町村における委員 1 人あたりの活動費支弁額は以下のとおりである。平均額は 9 万 2,358 円となっている。国の積算額よりも高くなっている理由として、ア)活動費そのものとして市区町村が加算、イ)市区町村独自の「高齢者見守り推進員」等の委員を委嘱する形をとることで、結果的に民生委員活動費を増額している、などがある。

全委員への委員活動費支弁額（基本額+全委員への弁償費）

注)会長、副会長への加算額は含まない。

※集計対象1,191市区町村、うち有効回答859

	回答数	%	(除無)%
5万円未満	15	1.3	1.7
5～6万円未満	183	15.4	21.3
6～7万円未満	97	8.1	11.3
7～8万円未満	75	6.3	8.7
8～9万円未満	94	7.9	10.9
9～10万円未満	81	6.8	9.4
10～15万円未満	268	22.5	31.2
15～20万円未満	30	2.5	3.5
20万円以上	16	1.4	1.8
無回答	332	27.9	
合計	1,191	100.0	

平均値	92,358 (円)
-----	------------

②委員活動費からの所得税の控除について

- 各委員に支弁される活動費は実費弁償費であり、活動の報酬ではない。しかし、一部地域においては所轄税務署の指導に基づき、活動費から源泉所得税が控除されている例がみられる。このことは活動費の実質的な減額というだけでなく、民生委員は報酬を得ているとの誤解を住民に与える懸念もあり、是正が必要である。

(2) 今後、検討および対応が期待されること

- 民生委員は無報酬で活動するものであるが、活動に要する実費については適切に支弁されることが必要である。とくに個々の委員に支弁される活動費については、委員活動の広がり、担当世帯数の増加、さらには市町村行政からの依頼事項の実情等を踏まえ、適切な額が支弁されるべきである。
- 個々の委員に支弁される活動費は、あくまで実費弁償費であり、市町村行政における支出費目（補助金の名称）にかかわらず、報酬＝課税所得と扱われることがないよう、福祉行政と税務当局において適切な整理が行なわれる必要がある。
- 今後は単位民児協が1人ひとりの委員を支える機能を果たしていくことが一層重要となっている。そのためには単位民児協の活動を支える財政基盤の確立が不可欠であり、それは委員の負担に負うのではなく、公的な支援の拡充を図るべきである。
さらに、単位民児協や市町村民児協の活動を支えるとともに、より広域での専門的な委員研修や住民への広報活動等を担う都道府県・指定都市民児協の役割も増していることから、その財政支援の拡充も期待されることである。

5. 退任委員による地域貢献活動について

(1) 現状と課題

- ・ 近年の一斉改選においては、委員総数の約3分の1にあたる7万数千人もの民生委員が交代する状況が続いている。第I部でもふれたように、退任理由について分析したデータはないが、現場関係者からは、年齢要件に加え、本人の体調、転勤や転居、さらには家庭の事情（介護等）等、さまざまな理由がある旨が聞かれる。
- ・ 一方、民生委員活動にやりがいを感じ、可能であれば再任の希望をもちながらも委嘱上限年齢に達したために退任せざるを得ない者も一定数を数える。こうした者は長期在任者に多いこともあり、民児協関係者からは、可能な範囲で引き続き民児協活動や地域活動に積極的に協力を求めていくべきとの意見も多くなっている。
- ・ そうしたなか、「民生委員協力員」制度（名称は自治体により異なる）を設けている一部の自治体においては、退任委員にこの民生委員協力員に就任してもらい、民児協活動や後任委員の指導等に協力を求めている例もみられる。
- ・ 退任委員を民生委員協力員として委嘱することで、引き続き活躍してもらおうという考え方は本委員会の「中間報告」においても示しているが、その際には以下のようない点と課題があることについても指摘しているところである。

【民生委員協力員制度の利点と課題】

①利点

- ✓ 新任委員の良き指導者となってくれる
- ✓ 高齢者世帯の見守り活動への協力を得ることで現任委員の負担軽減とともに、見守り回数の増加による安心感につながっている

②課題

- ✓ 後輩である現任委員の立場として、先輩には依頼しづらい
- ✓ 民児協における世代交代の観点からは、後輩委員が自覚や責任感をもって活動するうえで適当とはいえずらい

- ・ 現実の活動においては、元民生委員とはいえ、法に基づく守秘義務を有するわけではなく、現任委員との間での個人情報共有等に課題があるとの指摘も多い。また民生委員数に対して協力員数が少数である場合、民児協の誰がどのように協力員の活動の指揮や連絡調整を担うのかが課題となっている例もみられる。
- ・ さらに、民生委員協力員として活動の協力を得る場合、万一の事故に備え、ボランティア保険に加入することが適当だが、行政による保険料の協力が得られない場合、保険料負担をどうするかも課題となる。

(2) 今後、検討および対応が期待されること

- ・ 民生委員活動の実際やその苦労を自らの経験として理解している退任委員は、現任委員にとって最大の理解者、支援者であることはいうまでもない。また、住民に対する民生委員の理解促進や新たな「なり手確保」を進めていくうえでは、地域における退任委員の協力も大いに期待されることである。
- ・ さらに、東日本大震災の被災地などでみられたように、災害といった非常時には、地域住民に広く認知され、長期間にわたる民生委員としての経験を有する退任委員の存在が、住民支援とともに現任委員の支えとして大きな役割を果たす場合もある。それだけに、いざという場合に備え、民児協活動に協力を得られる退任委員の組織化（OB会の結成等）を図っていくことも考えられる。
- ・ 今後に向けた退任委員の活動・活躍に向けた仕組み、方法としては、以下のよう
なものが考えられることである。ただし、いずれかに絞る必要はなく、地域の実
情、また退任委員それぞれの事情を勘案し、考えていくことが適当といえる。
 - ① 市区町村ごとに民生委員OB会を設け、民児協組織と連携した活動を行なう。
 - ② 「民生委員協力員」、「福祉協力員」等、地域福祉の推進に協力する自治体や社協独自の委員となって活動する。
 - ③ 前任委員として、民児協からの要請に基づき、後任委員への助言・指導等に必要に応じて協力する（一斉改選後の伴走型の指導等）。
 - ④ 1人のボランティアとして、自らが関心のあるボランティア活動に参加する。
- ・ 民児協や現任委員と連携・協力した活動を依頼する場合、住民の個人情報
のあり方、また万が一の活動中の事故に備えたボランティア保険への加入等につい
て、その取り扱い、ルール化を図っておくことが大切。
 - * 一斉改選時の引き継ぎ期間、また民生委員協力員を委嘱する場合等の「民生委員・児童委員活動保険」の適用については、現任委員のみを加入者とする保険制度設計上認められないため、ボランティア保険の活用を図ることが考えられる。その際の保険料については、できる限り市町村行政による補助を得られるよう働きかけていくことが望ましい。

IV. 民生委員・児童委員制度と活動の充実のために

～関係者が取り組んでいくべき事項～

第Ⅰ部から第Ⅲ部においては、本検討委員会「中間報告」（平成28年11月）以後の動向として、地域共生社会実現をめぐる制度動向、全民児連が策定した「制度創設100周年活動強化方策」や「全国児童委員活動強化推進方策2017」の概要、「全国モニター調査」から明らかになった課題、さらに「中間報告」以後に検討を行なった民生委員活動をめぐる課題等について整理した。

ここでは、これらとともに、「中間報告」で提示した内容を踏まえ、民生委員・児童委員制度とその活動のさらなる充実・発展のために、関係者が取り組んでいくべき事項について、当事者別に一覧表とし、とくに優先度の高い項目には「高」と記した。

既述のように、現在、民生委員に対する期待が高まる一方、さまざまな課題が顕在化している。こうした状況を改善していくためには、全国の民生委員や事務局担当者のみならず、行政、社協をはじめとする幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。

とくに、多くの課題は地域ごとにその状況や課題背景が異なるものであるだけに、その改善・解決のためには市町村段階での取り組みが重要となっている。

以下に示す一覧表において、民生委員を取り巻くすべての課題への対応方策を網羅できているわけではないが、今後の取り組みの参考としていただき、それぞれの関係者が自身の課題として具体的な取り組みにつなげていくことが大切と考える。

注) 表中においてページ番号を記した事項があるが、これは当該事項について記載している「中間報告」および本報告書の該当ページを示したものである。

1. 行政における取り組み

以下は、制度や予算に関する事項として、主に行政での対応が期待される事項だが、その前提として、民児協関係者と十分な協議のうえで対応が図られるべき事項である。

(1) 国(厚生労働省等)

●民生委員・児童委員の配置基準、選任要件等の見直し

No.	対応が期待される事項	具体的内容	優先度
1	区域担当民生委員の配置基準(参酌基準)の検証	<p>・高齢化の進行等に伴う要支援世帯数の増加、また地方部における担当区域の広域化などを背景に、民生委員の負担が拡大していることから、今日的に配置基準の見直しを検討すべき。</p> <p>【中間報告 28 頁】</p>	
2	主任児童委員の配置基準(参酌基準)の見直し	<p>・子どもたちをめぐる課題の多様化のなか、主任児童委員への期待も高まる一方、その人数は単位民児協あたり 2 名もしくは 3 名と一律である。それゆえ、規模の大きな単位民児協では主任児童委員の負担が高まっていることから、民児協の規模等に応じた(委員定数に比例した)人数とすべき。</p> <p>【中間報告 28 頁】</p>	
3	主任児童委員の選任のあり方の検討	<p>・主任児童委員活動の充実、区域担当委員と主任児童委員の連携強化のためには、民生委員活動に理解ある主任児童委員の選任が重要。児童福祉法(16 条 3 項)の「主任児童委員は児童委員のなかから指名する」との規定を実効あるものとしていくため、区域担当委員と主任児童委員が一体的に選任、推薦される仕組みとしていくことが望ましい。</p>	

●単位民児協の規模の適正化

4	民生委員法第 20 条 2 項に定める地区民生委員協議会(=単位民児協)の設置圏域に関する規定の見直し	<p>・単位民児協として運営の一体性を確保していくためには、1 民児協あたりの委員数の適正化が必要であるが、現在、民生委員法においては、町村は特別の事情がある場合以外は全域をもって 1 民児協とすべきものとされている。そのため、町の民児協で委員数が多く、運営上の課題も生じていることから、この規定を見直し、町においても複数の民児協を設置できるようにすべき。</p> <p>【中間報告 36 頁】</p>	高
---	---	---	---

●連合民児協の法的位置づけの明確化

5	市（特別区含む）、都道府県および全国段階の民生委員協議会の法定化 (連合民児協の法定化)	<ul style="list-style-type: none"> ・1人ひとりの民生委員を支援する単位民児協の運営をサポートするためには、市、都道府県、全国段階の民生委員協議会（連合民児協）の存在が不可欠である。しかし民生委員法には、連合民児協に関する規定はないことから、その設置および役割を法に明記すべき。 ・民生委員法第24条に定める単位民児協の役割（法律上は「任務」）には、市の連合民児協が担うことが適当な事項も含まれていることから、市の連合民児協の設置を明確化する場合には、単位民児協の役割との整理を行なうことも望ましい。 <p style="text-align: right;">【中間報告 38 頁】</p>	高
---	---	---	---

●「民生委員・児童委員活動費」に関する所得税課税の見直し

6	実費弁償費である「民生委員・児童委員活動費」に対する所得税課税の見直し（非課税の明示）	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は無給だが、活動に要する通信費等に充てるべき実費弁償費として「活動費」が支弁されている（地方交付税に1人年額5万9千円が積算）。 ・しかし、一部市町村では、この活動費から所得税を源泉徴収したうえで各委員に支弁しているため、結果的に活動費が減額されている。 ・活動費に所得税が課税されることは、住民から民生委員が報酬を得て活動していると誤解されることも懸念されるため、税務当局における確認とともに、その早急な是正を働きかけるべき。 <p style="text-align: right;">【本報告 35 頁】</p>	高
---	---	--	---

●学校教育と民生委員・児童委員活動との連携促進等

7	学校教育における民生委員活動の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談相手として、SOSを発信できる相手である民生委員の存在を子どもたちに周知できるよう、小中高校の教科書において民生委員活動を取り上げるべきである。 	高
8	教育関係者に対する民生委員の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と民生委員との連携強化の必要性については、これまでも国から複数の通知が発出されているが、現場では十分に理解が進んでいない。国として教育委員会関係者および学校教員に対し、より積極的に連携の必要性やその意義を周知すべき。 	

●個人情報保護法と民生委員との関係の明示

9	個人情報保護法の民生委員、民児協への適用関係の明示	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、個人情報保護法の適用はない。しかし、平成 29 年 5 月に改正個人情報保護法が施行されたこともあり、市町村等の職員において、民生委員が個人情報取扱事業者であると誤解しているケースがある。 ・これまで、国（消費者庁等）においては、民生委員が守秘義務を有することから自治体が個人情報を提供しても問題ないと示してはいるが、直接的に民生委員や民児協に対する個人情報保護法の適用関係を明示していない。 ・上記のような誤解を解き、市町村等から民生委員活動に必要な情報が適切に提供されるよう、国において個人情報保護法（および個人情報保護条例）と民生委員との関係を明示することが望ましい。 <p style="text-align: right;">【本報告 29 頁】</p>	高
---	---------------------------	---	---

(2) 市町村（一部項目は都道府県を含む）

●民生委員・児童委員の定数の検証と民児協の分割割等

1	民生委員の負担軽減に向けた委員定数の検証	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の定数については、国が定める参酌基準を踏まえ、市町村ごとに定めるものとされている。しかし、参酌基準（委員 1 人あたりの担当世帯数）には一定の幅があり、市町村によっては、上限に近い担当世帯数に基づき委員定数が設定されていること、また高齢化の進行等に伴い単位世帯数あたりの要支援世帯も増加していることから、民生委員の負担軽減の観点から委員定数について継続的かつ適切な見直しが必要。 <p style="text-align: right;">【中間報告 28 頁】</p>	高
2	定員規模が大きい場合の単位民児協の分割	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数が多い単位民児協においては、民児協としての一体性確保の観点等から複数の民児協に分割することが望ましい場合がある。 ・しかし、一部には民児協の分割について市町村行政の理解が得られないとの指摘もあることから、民児協分割について、民児協側の意向も踏まえ、その必要性が適切に判断されるべきである。 <p style="text-align: right;">【中間報告 36 頁】</p>	

●民生委員・児童委員候補者の選任のあり方の見直し

3	民生委員候補者の推薦方法の多様化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大部分の市町村では、民生委員候補者の推薦を自治会・町内会に依頼しているが、適任者推薦が困難になりつつあり、多様な方法を検討すべき。 ・意欲ある者を確保していくためには、社協のボランティアセンター、福祉施設関係者、商工会といった多様な団体等にも候補者の推薦を依頼すべき。 ・一方、地縁による推薦の意義は今後も大きく、地域ごとの「推薦準備会」等の設置を進めるべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 27 頁】</p>	高
4	市町村独自の推薦要件の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は、法的には当該市町村内に居住する住民であればよいが、市町村によっては、区域担当委員は担当区域の住民以外からは推薦できない運用としている場合もある。たとえば主任児童委員から区域担当委員への変更を希望した場合に、こうした居住要件が推薦を妨げ、有意な人材に委嘱がかなわないこともあり、見直しを検討すべき。 ・また、当該地域での居住年数を要件化している場合、新築の大型マンションでは、マンション住民からの候補者の推薦が困難となることから、居住年数要件についても検討すべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 28 頁】</p>	高

●民生委員・児童委員活動、民児協活動を支援する体制整備

5	夜間・土日・祝日（閉庁時間）の民生委員からの相談に対応する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村役場の閉庁時間であっても、民生委員は地域住民の緊急性ある課題に対応せざるを得ない場合がある。行政の担当者に連絡がとれないことが、民生委員の負担となっていることも多く、こうした役場の閉庁時間帯における民生委員からの連絡や相談に応じる体制を整備すべきである。 <p style="text-align: right;">【中間報告 32 頁】</p>	高
6	単位民児協の組織基盤の強化（事務所の確保と事務局職員の配置）	<ul style="list-style-type: none"> ・単位民児協のメンバーが必要な時に集まり、協議を行なうとともに、住民情報や関係資料を適切に保管できる単位民児協の事務所の確保を図るべき。 ・市部の多くでは、市内の単位民児協事務局を会長等の役員が担っていることが多い。会長の負担軽減とともに、各委員への支援機能を高めるためにも、市部の単位民児協にも事務局職員を配置すべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 36 頁】</p>	

●活動に必要な住民情報の提供

7	民生委員活動、民児協活動に必要な個人情報（住民情報）の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、守秘義務も有することから、市町村行政が住民情報を提供することに問題がないことについて、各部門の職員の理解を図る必要がある。 ・民生委員による地域住民の見守りや相談支援活動、民児協による孤立防止のためのサロン活動等は、住民の福祉に資する活動であることから、市町村行政から民児協に対し、活動に必要な住民情報を適切に提供するとともに、民生委員に対する情報提供の意味について住民理解を図っていくべき。 <p style="text-align: right;">【本報告 30 頁】</p>	高
---	-------------------------------	---	---

●「避難行動要支援者名簿」の作成、関係者提供、避難支援者確保のあり方見直し

8	避難行動要支援者名簿の作成、避難支援者確保等における民生委員への協力依頼のあり方見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき市町村長が作成すべき「避難行動要支援者名簿」について、名簿掲載に関する説明や関係者への提供に関する本人同意等について、民生委員に協力を求めている市町村が少なくないが、本人との関係で民生委員が苦勞しているケースも多く、とくに本人同意の確保等は行政の責任の下で適切に行なわれるべき。 ・また、名簿を活用し、要支援者ごとに個別の避難支援計画を作成する場合に、直接的な避難支援者の確保に関する本人や地域との折衝を民生委員に依頼している場合があるが、支援者が確保できない場合に民生委員がその役割を求められる等、過度な負担がかかっている場合もあり、民生委員の安全のためにも是正が必要。 <p style="text-align: right;">【本報告 31 頁】</p>	高
9	避難行動要支援者名簿の関係者間での共有	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿は民生委員以外にも、警察、消防、自主防災組織等、幅広い関係者で共有すべきとされているが、民生委員以外の関係者に提供されていない市町村も少なくない。そうした状況は、平常時、発災時を問わず、民生委員に過度な負担を求めることになりかねず、必要な条例整備を図る等により、本人同意に関わらず、幅広い関係者で共有を進め、地域全体で要支援者の避難支援体制の構築を図る必要がある。 <p style="text-align: right;">【本報告 31 頁】</p>	高

(3) 国、都道府県、市町村共通

●年齢要件に関する弾力的運用の確保

1	民生委員の委嘱に係る年齢要件の弾力的運用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国が「望ましい」とする民生委員、主任児童委員の委嘱年齢はそれぞれ「75歳未満」「55歳未満」とされている。ただし、あくまで「望ましい年齢」であり、地域の実情に照らし、弾力的に取り扱って差し支えないとされており、この点について各自治体が十分に理解し、適切な運用が図られるべき。 ・児童委員を兼ねる民生委員の性格を考えた場合、年齢要件については一律に引き上げるのではなく、地域の欠員の状況、1人ひとりの委員の健康状態や活動の状況等を踏まえ、弾力的な取り扱いにより対応していくことが望ましい。 <p style="text-align: right;">【中間報告 27 頁】</p>	高
---	-------------------------	---	---

●就業と委員活動の両立を支援する社会的な環境整備

2	就業と民生委員活動を両立する社会的な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・委員活動を長く続け、次代の中心的な役割を担うべき 40 代、50 代の民生委員の確保のために、民生委員となりやすく、またその活動を就業先の企業等が支援する環境整備が不可欠。 ・国においては、民生委員活動を行ないやすいようボランティア休暇制度の充実等が期待される。また都道府県や市町村では、複数の従業員が民生委員となっている企業等が自治体発注の競争入札に参加する場合に加点評価を行なう、さらには当該企業を表彰するといった取り組みが期待される。 <p style="text-align: right;">【中間報告 26 頁】</p>	
---	------------------------	--	--

●民生委員・児童委員が対応すべき「証明事務」の見直し

3	行政への提出書類における民生委員の「状況確認署名」についての見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が公的給付を申請する際などにおいて、低所得等の世帯状況の証明（署名）を民生委員に求めている例が現在も多数みられるが、面識のない世帯の増加のなか、状況確認が困難なケースが増加しており、今日的にその必要性について見直すべき。 ・とくに、たとえば「休眠抵当権抹消登記に係る住民の不在証明」等、福祉分野以外での行政提出書類の署名については、できる限り廃止すべき。 <p style="text-align: right;">【本報告 33 頁】</p>	高
---	-----------------------------------	--	---

●民生委員・児童委員研修の充実

4	民生委員の役割の多様化に対応した体系的な研修機会の確保と参加しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が有する生活課題の多様化・深刻化とともに、幅広い分野の行政から民生委員への協力依頼が拡大するなかにあつては、民生委員研修の充実が不可欠といえる。 ・これまでは、新任委員研修、中堅委員研修、主任児童委員研修等、対象者別かつ半日程度の研修が中心であったが、今後はより体系的、かつ相談支援の実践に即したきめ細かい研修機会の確保が重要。 ・その際、都道府県単位ではなく、参加しやすい市町村単位での研修充実が期待される。 <p style="text-align: right;">【中間報告 34 頁】</p>	高
5	民生委員研修に関するガイドラインの提示等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革により、民生委員への研修は「都道府県知事が必要と認める内容」での実施と改められたが、都道府県の財政状況もあり、関係予算の削減とともに研修回数や日数が縮減されている場合が少なくない。 ・民生委員研修の充実のためには、国として、地方自治体を実施する民生委員研修の内容について、今日的に望ましいガイドラインを提示する等により、県ごとの格差解消に努めることが期待される。 ・行政として民生委員に期待する役割が拡大しているなかにあつては、都道府県、市町村における民生委員研修の予算（民児協への委託の場合を含め）の充実が図られるべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 34 頁】</p>	

●民生委員・児童委員活動、民児協活動への財政支援の充実

6	民生委員・児童委員活動費、地区民生委員児童委員協議会活動推進費の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化し、かつ重要性を増す民生委員活動、単位民児協活動の支援のため、それぞれの活動費の充実を図るべき。 ・現在、国においては、地方交付税にそれぞれ以下の金額を積算、交付しているが、都道府県を介して市町村から実際に支弁される際には、国の積算額を下回る場合もみられることから、最低限、国の積算額以上が支弁されるべきである。 <p style="text-align: center;">*民生委員・児童委員活動費 1人年5万9千円 *地区民児協活動推進費 1単位民児協年23万円</p> <p style="text-align: right;">【本報告 35 頁】</p>	高
---	------------------------------------	--	---

7	「民生委員・児童委員活動保険」 保険料への財政支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が安心して活動を行なうことができるよう、委員活動中の不慮の事故等による死傷に対する補償制度としての「民生委員・児童委員活動保険」については、その保険料（1人年額760円）の1/2を国が補助しているものの、残る1/2は大部分の自治体では民生委員の自己負担となっている。 ・民生委員は無給で活動する行政の協力者であること、また民生委員の指揮監督権者は都道府県知事であることを勘案した場合、現在本人負担としている保険料の1/2部分については、都道府県補助とすべき。 	
---	---------------------------------	---	--

●民生委員に対する顕彰の拡充

8	民生委員に対する叙勲・褒章、各 段階の表彰の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動を長く続けた者に対する顕彰は、本人のみならず、後に続く民生委員にとっても励みとなる。しかし、現在では、毎年叙勲・褒章、また厚生労働大臣や都道府県知事による表彰の受賞者数は十分とはいえない状況にある。今後に向けては、民生委員の「やる気」や「励み」につながるよう、推薦基準の緩和や推薦人数枠の拡大、さらには地方自治体における積極的な推薦が期待される。 	
---	-----------------------------	--	--

2. 行政、民児協、社協等、関係者の協力による取り組み

以下は、行政、民児協（民生委員）、社協等の関係者が協力して取り組んでいくべき課題。

(1) 全国、都道府県、市町村 各段階共通

● 民生委員・児童委員制度やその活動に関する広報活動

1	民生委員活動への理解と協力を広げるための広報、PR 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員制度やその活動について、広く社会の理解と協力を得ていくために、国、都道府県、市町村の各段階の行政、民児協、社協が協力しながら継続的な広報、PR 活動を進める必要がある。 ・「民生委員は報酬をもらって活動している」、「頼んだことは何でもやってくれる」といった誤解をしている住民も少なくないことから、民生委員の性格や役割の正しい理解を図っていく必要がある。 ・「民生委員は大変」とのイメージの払しょくとともに、「やりがい」などをアピールしていくべき。 ・現在、民生委員に関する広報活動は5月12日からの「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」に集中して行なわれているが、この時期に限らず、できる限り継続的に行なっていくべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 26、34 頁】</p>	高
---	------------------------------	---	---

(2) 主に市町村段階

● 民生委員・児童委員が対応すべき役割についての整理、明確化

2	民生委員、民児協活動の「棚卸し」に基づくその役割の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の負担軽減のため、現在、行政、社協、共同募金会、警察、消防等の関係機関から民生委員、民児協が依頼されている事項（「あて職」を含め）を洗い出し、今日的な意義、必要性を整理し、民生委員以外の者で対応できる場合は、見直しを図るべき。 <p style="text-align: right;">【中間報告 31、32 頁】</p>	高
3	「活動の手引き」等のハンドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い民生委員の活動支援のため、住民からの相談や依頼において判断に悩みやすい事項について、あらかじめ行政等と協議のうえ、民児協の統一的な考え方を定め、「手引き」等にまとめ、各委員に配布する。 	高

●民生委員・児童委員の活動を支える「協力員制度」等の検討

4	「民生委員協力員」等の具体化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の負担軽減とともに、次代を担う民生委員候補者の確保・養成等のために、「民生委員協力員」といった名称で、民生委員と日常的に連携・協力して活動する委員制度の創設について、その必要性を検討する。 ・協力員制度の検討に際しては、その人数や民生委員との具体的連携のあり方、守秘義務、万が一の事故に備えたボランティア保険への加入等について、具体的に検討することが望ましい。 <p style="text-align: right;">【中間報告 33 頁】</p>	
5	行政や社協が委嘱している他の「委員制度」との連携のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、多くの市町村において、市町村長や社協会長が委嘱する「地域福祉推進員」、「福祉推進員」、「高齢者見守り員」等、地域福祉に協力を得る委員制度が存在しており、これら独自の委員活動と民生委員活動との連携や協働のあり方について検討を行なうべき。 ・その際には、前項の「民生委員協力員」制度の創設の必要性、また退任民生委員の地域貢献活動への参加のあり方なども絡めて検討を行なうべき。 <p style="text-align: right;">【本報告 37 頁】</p>	

●行政、社協をはじめ関係機関職員に対する民生委員制度や活動に関する研修の実施

6	行政や社協、学校教員等に対する民生委員の理解を深めるための研修や学習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員と日常的に連携・協働すべき行政や社協、地域包括支援センター、学校教員等においても、民生委員の性格や活動の実際について、正しく理解していない者も少なくない。それゆえ、これら関係機関と民児協が協力し、まずは関係機関等の職員が民生委員についての理解を深める必要がある。 	高
---	--	--	---

3. 民児協における取り組み

以下は、全国の民生委員・児童委員、民児協において自主的に取り組んでいくべき課題。

(1) 市町村・単位民児協、都道府県・指定都市民児協 共通

1	「地域版 活動強化方策」の策定とそれに基づく取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全民児連策定の「(100周年)活動強化方策」を踏まえ、市町村・単位民児協、都道府県・指定都市民児協ごとに「地域版方策」を策定し、自らの民児協運営の中長期の方針や活動の重点を明確化する。 ・その際には、具体的な取り組み目標を明記し、定期的に到達状況を評価し、必要な見直しを行ないながら活動を進めることが望ましい。 <p style="text-align: right;">【本報告 11 頁】</p>	高
---	-------------------------------	--	---

(2) 市町村・単位民児協

●民児協運営の充実、一人ひとりの委員の活動支援

1	積極的な意見具申、提言活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の一員として活動している民生委員だからこそ可能な、住民視点に立った住民の代弁者としての行政等への意見具申、提言活動をさまざまな機会を通じて積極的に行なう。 ・その際、地域の見えづらい課題について、民生委員ならではの視点から提示する。 <p style="text-align: right;">【中間報告 38 頁】</p>	
2	定例会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会を単に報告や連絡の場とするのではなく、事例検討などを通じた研修の場とするとともに、それぞれの委員が日々感じている地域課題の集約の場とすることで意見具申、提言活動につなげる。 <p style="text-align: right;">【中間報告 37 頁】</p>	
3	就労と委員活動の両立を支援する民児協運営	<ul style="list-style-type: none"> ・就労している委員が、仕事と委員活動を両立できるよう、定例会の開催日時への配慮をはじめ、活動しやすい環境上の配慮を行なう。 ・就労している委員のサポートのためには、民児協役員等の協力（支え合い）とともに、行政や社協が委嘱している独自の委員制度との連携を図ること等により、担当委員の負担軽減を図る。 <p style="text-align: right;">【中間報告 26 頁】</p>	

4	新任委員を支える民児協運営	<ul style="list-style-type: none"> ・新任委員が安心して委員活動を始め、活動に慣れていけるよう、1区域を複数の委員で担当する「複数担当制」、また近隣区域の委員が協力して活動を行なう「班方式」などの導入について検討すべき。 ・民児協役員や中堅委員が定期的に新任委員と面談を行なう等により、その不安に寄り添い、疑問に答えていく体制を整備することが望ましい。 <p style="text-align: right;">【中間報告 32 頁】</p>	
---	---------------	---	--

●一斉改選に際しての民生委員候補者への事前説明の見直し

5	民生委員候補者に対する適切な事前説明	<ul style="list-style-type: none"> ・新任委員が短期間で退任するケースが増加している背景として、委員就任前に受けていた活動内容の説明と実際の活動との相違を指摘する声が少ない。今後は、委員就任前の事前説明において、活動上の苦勞を含め、適切な説明を行なうべき。 ・一定の責任感をもって委員となってもらうことが、民生委員への信頼につながることも意識すべき。 	高
---	--------------------	--	---

●委員自身の安全確保を最優先とする災害時要援護者支援活動

6	民生委員の安全確保を大前提とする活動方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時には、民生委員自身とその家族の安全確保が最優先であることを全委員が常に意識し、無理な活動を行なわないことを徹底しておく。 ・災害時に民生委員に過度な負担がかからないよう、民児協として行政や社協、自治会・町内会、自主防災組織等との間で、民生委員の役割について平常時から協議し、関係者の共通認識としておく。 <p style="text-align: center;">*具体的なポイントについては、全民児連策定の「災害に備える民生委員活動 10 か条」を参照</p> <p style="text-align: right;">【本報告 31 頁】</p>	高
---	-------------------------	--	---

●個人情報の適切な取り扱いの徹底

7	民児協としての個人情報保護に関する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の信頼を担保し、行政からの住民情報の提供を受けるためにも、民児協として「個人情報保護に関する規程（仮称）」を整備し、適切な取り扱いを全委員に徹底するとともに、定期的に状況を確認する（不要情報の定期的な回収・廃棄を含め）。 <p style="text-align: right;">【中間報告 29 頁】</p>	高
---	-----------------------	---	---

(3) 都道府県・指定都市市民児協

●広域の連合民児協としての民生委員・児童委員の支援

1	民生委員に対する専門的相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、住民から専門性の高い相談を受けたり、住民との間でトラブルになる等により、民生委員が弁護士等の専門家による助言を希望する場合もみられるようになってきている。こうしたニーズには市町村単位で応えるには限界もあることから、一部の県民児協でみられるように、県民児協として専門相談員を委嘱し、県内の委員の相談に応じることが期待される。 ・専門相談員を委嘱する場合、都道府県社協の顧問弁護士等に依頼することも考えられる。 <p style="text-align: right;">【中間報告 37 頁】</p>	
2	広域の民児協だからこそ可能な民生委員、主任児童委員の相談や情報交換の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・単位民児協内の人間関係などもあり、活動上の悩みを地元では相談しにくいという委員も増加している。こうした委員を支援するため、県民児協において、「民生委員サロン」といった場を設け、県民児協役員や他の市町村民児協関係者に相談し、助言を得られる体制づくりが期待される。 ・また、町村などでは主任児童委員が2人もしくは3人しかおらず、地元での相談には困難な面があることから、県段階で主任児童委員の情報交換の場づくりを行なうことも期待される。 	
3	県内市町村全体の委員活動の充実や関係予算確保のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町村・単位民児協における先駆的、もしくは効果的な取り組みを、広く県内民児協関係者で共有できるよう、県内民児協活動に関する情報を収集し、提供する体制を構築する。 ・また、たとえば民生委員活動費の金額について、県内各市町村の支弁金額を把握し、市町村民児協に情報提供するといった取り組みを通じて、市町村民児協における行政との予算折衝を支援する 	
4	専門的・体系的な自主研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員研修の重要性が増すなか、市町村単位では実施の限界がある専門的・体系的な研修の企画、実施に積極的に取り組むことが期待される。 <p style="text-align: right;">【中間報告 34、38 頁】</p>	高

(4) 全民児連

●全国的な民生委員・児童委員研修の充実に向けた支援

1	効果的な民生委員研修実施のための研修体系および研修別モデルプログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動を取り巻く環境変化を踏まえ、経験年数や民児協内での役割に応じた民生委員の研修体系やその内容について、定期的に見直し検討を行いつつ、全国の民児協に提示する。 ・その際、研修別のモデルプログラムについても提示することが望ましい。 <p style="text-align: right;">【中間報告 34 頁】</p>	
2	研修教材の開発および講師の紹介、養成	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の民児協において、効果的な研修が実施できるよう、研修用教材（ビデオ、副読本等）を作成し、提供する。 ・都道府県・指定都市単位の民生委員研修の指導講師を依頼できる学識者等について講師台帳を作成し、都道府県・指定都市民児協に提供する。 ・さらに、全国段階の活動を通じて、幅広い学識経験者等との関係を作り、民生委員制度やその活動への理解を広げるとともに、講師養成研修の実施についても検討する。 	

注) 全民児連においては、平成 25 年 3 月、「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」において、研修体系とともにモデルプログラムを提示しており、これを継続的に見直し、改訂していくことが考えられる。

●民児協事務局担当者に対する研修の実施

3	都道府県・指定都市および市町村民児協事務局担当者への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民児協活動の充実のためには、事務局担当者の果たすべき役割が大きい。そのためには、まず事務局担当者が民生委員制度やその活動に関する理解を深める必要があり、全民児連としてそのための研修を実施していくことが望ましい。 ・都道府県・指定都市民児協の事務局担当者に対しては、現在、「事務局会議」を開催していることから、その内容充実が考えられる。 ・市町村民児協事務局担当者については、人数的な制約もあることから、まずは新任担当者についての研修を実施することが考えられる。 	高
---	---------------------------------	---	---

●全国の関係者に対するわかりやすい情報発信

4	「ひろば」「View」などを通じたわかりやすい情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の福祉課題や生活課題が多様化するなか、民生委員活動を取り巻く環境も変化を続けていることから、全民児連として、全国の民生委員や民児協関係者に、わかりやすい情報を適時適切に提供することが重要といえる。 ・現在発行している全委員向けの機関紙「民生委員・児童委員のひろば」、単位民児協会長向けの情報誌「View」については、新任委員や新任の民児協会長が増加している状況を踏まえ、よりわかりやすい内容としていくことが期待される。 ・「ひろば」「View」については、民生委員や単位民児協会長の自己学習用の資料として活用が期待されるが、現状では十分に活用されているとは言い難い状況もうかがわれることから、たとえば定例会で取り上げるなど、その活用について関係者に提示し、働きかけていくことも期待される。 	高
5	ホームページを通じた情報発信強化と民生委員活動におけるICTの活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供については、ホームページの利用が社会的に拡大しているが、これまで民生委員活動や民児協活動においては、こうしたインターネット環境の利用が進んでいたとは言いづらい状況がある。ただし、民生委員活動に関する社会的理解を促進するためには、ホームページを通じた情報発信は有効な手法であり、全民児連として民生委員活動の実際など、掲載情報の充実を図っていくことが期待される。 ・また、今後、民生委員による住民の相談支援事例の集積や分析、電子メールを活用した住民の相談支援なども考えられるところであり、民生委員活動、民児協活動におけるICT（情報通信技術）の利用のあり方について検討を行なうことも期待される。 	

資 料

○民生委員法（最終改正：平成 25 年 6 月 14 日）	56
○民生委員法施行令（最終改正：平成 25 年 6 月 14 日）	61
○児童福祉法(抜粋)	63
○児童委員の活動要領（最終改正：平成 16 年 11 月 8 日）	64
○民生委員・児童委員の選任について(事務次官通知)（最終改正：平成 25 年 7 月 8 日）	70
○民生委員・児童委員の選任について(局長連名通知)（最終改正：平成 25 年 7 月 8 日）	72
○主任児童委員の選任について(局長連名通知)（最終改正：平成 22 年 2 月 23 日）	77
○民生委員・児童委員の定数基準について(局長連名通知)（平成 25 年 7 月 8 日）	80

民生委員法

昭和 23 年 7 月 29 日法律第 198 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないとき認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

（民生委員推薦会）

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

(任期等)

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合には、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

(職務内容)

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 社会福祉法 に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

(指揮監督)

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

(指導訓練)

第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

(民生委員協議会の任務)

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

(民生委員協議会の会長)

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働

大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附 則 抄

第三十条 この法律は、公布の日から、施行する。

第三十一条 民生委員令（昭和二十一年勅令第四百二十六号）は、これを廃止する。

附 則（一部略）

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条—第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に改める部分に限る。））、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。））、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。））、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。））、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。））、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。））、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。））、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。））及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。））、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日（民生委員法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二十二條の規定（民生委員法第四条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二十二條の規定による改正後の民生委員法第四条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同項の民生委員の定数については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

民生委員法施行令

昭和23年8月10日政令第226号

最終改正：平成25年6月14日政令第183号

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合には、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第八条 削除

第九条 削除

第十条 削除

第十一条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の二十七に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）において、民生委員法第二十九条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の三に定めるところによる。

第十三条から第十六条まで 削除

附 則 抄

第十七条 この政令は、公布の日から、これを施行し、民生委員法施行の日（昭和二十三年七月二十九日）から、これを適用する。

附 則 （一部略）

附 則 （平成二五年六月一四日政令第一八三号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

児童福祉法(抜粋)

昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号

最終改正：平成 27 年 7 月 15 日法律第 56 号

第一章 総則

第五節 児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- 2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- 3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- 4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- 2 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- 3 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

児童委員の活動要領

平成16年11月8日改正

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

第1 児童委員の任務と心構え

①児童委員の任務

(1)地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2)関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

②児童委員の心構え

(1)使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2)住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3)誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4)住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2 児童委員の活動

①実情の把握と記録

(1)地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法によ

り、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

② 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

③児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力を行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

④児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1)発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2)早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合には、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3)再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4)児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

⑤意見具申

(1)市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2)自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

⑥連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

①関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

②児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

③民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

別紙 児童票（略）

民生委員・児童委員の選任について（通知）

昭和 37 年 8 月 23 日／発社第 285 号

各都道府県知事・指定都市市長あて／厚生事務次官通知

第 5 次改正 平成 25 年 7 月 8 日

民生委員・児童委員は民間篤志家として、また社会福祉行政に対する協力機関として、社会福祉増進のために顕著な成果を挙げつつあるが、近時社会福祉関係諸施策の進展に伴って、民生委員・児童委員の果すべき役割はますます重要度を加えている。従って、民生委員・児童委員の選任に当たって真の適任者を得ることは、この制度にとつて最も緊要であると考えられるので、次の事項に留意のうえ適格者の選出に努められたく通知する。

第一 推薦に関する事項

1 民生委員・児童委員の資格要件

(1) 民生委員の資格要件については、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。）第 6 条に規定しているが、民生委員の本分（法第 1 条）、努力目標（法第 2 条）、職務内容（法第 14 条）、職務遂行上の心構え（法第 15 条）及び職務上の地位の政治的目的への利用禁止（法第 16 条）に関する諸規定の趣旨も十分考慮のうえ、適格者の推薦に努めること。

(2) 民生委員は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条第 1 項の規定により、児童委員に充てられることになっているので、児童委員としても適当な者を推薦するよう特に考慮すること。

2 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の選任の適否は、その推薦母体である民生委員推薦会の構成及び運営のいかんによるものであるから、民生委員推薦会委員の委嘱及び民生委員推薦会の運営については特に慎重を期すること。

3 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）は、民生委員・児童委員の選任を慎重に行うために設けられた機関であって、民生委員・児童委員の推薦に関して都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の求めに応じて意見具申を行い、又は民生委員・児童委員の解嘱の具申に関して都道府県知事等に同意を与える等、極めて重要な任務を有するものであるから、単に形式的審査機関にとどまることのないよう留意すること。

第二 委嘱に関する事項

1 推薦手続

民生委員推薦会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行う場合の推薦書類は、当該市町村長（特別区の区長を含む。）を経由すること。

2 審査手続

審査専門分科会は、都道府県知事等の求めに応じ、民生委員推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について慎重に審査を行い、審査が終了した分から逐次その適否について都道府県知事等に意見を述べること。

3 委嘱方法

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員に推薦すべき者を決定したときは、速やかに厚生労働大臣に推薦すること。
- (2) 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱せられ、様式第1号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。また、都道府県知事等は、民生委員・児童委員の担当区域を定め、様式第2号による辞令を交付すること。

4 再推薦手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員推薦会が推薦した者の中に民生委員・児童委員として適当でないと認められる者があるときはもとより、被推薦者よりなお適当な者があると認められる場合においても、再推薦を命ずることができること。
- (2) 再推薦を命じても、適当でないと認める者を推薦してきた場合には反覆して再推薦を命ずることができること。

第三 解嘱に関する事項

- 1 法第11条及び第12条の規定は、任期中、本人の意思にかかわらず民生委員・児童委員を解嘱する場合の規定であって、本人から解嘱の願い出があった場合には、都道府県知事等は、この規定にかかわらず解嘱の具申をすることができること。

2 解嘱手続

- (1) 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を解嘱すべきであると決定したときは、速やかに厚生労働大臣に具申すること。
- (2) 民生委員・児童委員の解嘱は厚生労働大臣によって行なわれ、様式第3号による辞令が交付されるのであるが、辞令の伝達は都道府県知事等において行うこと。

第四 その他

昭和31年8月6日厚生省発社第145号厚生事務次官通知「民生委員の選任については、廃止すること。ただし、昭和37年12月1日前に行われる民生委員・児童委員の委嘱又は民生委員・児童委員の解嘱の辞令については、なお従前の例によること。

様式第1号 略

民生委員・児童委員の選任について(通知)

平成 22 年 2 月 23 日／雇児発 0223 第 1 号、社援発 0223 第 2 号
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知
第 2 次改正 平成 25 年 7 月 8 日

民生委員・児童委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」（昭和 37 年 8 月 23 日発社第 285 号厚生事務次官通知）により行われているところであるが、当該選任にあたっては、さらに、別紙「民生委員・児童委員選任要領」に留意のうえ適任者が得られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

平成 19 年 8 月 10 日雇児発第 0810005 号社援発第 0810002 号「民生委員・児童委員の選任について」は、平成 22 年 2 月 23 日をもって廃止する。

〔別紙〕

民生委員・児童委員選任要領

第 1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第 2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。）第 6 条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第 1 条、第 2 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の趣旨のほか、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域の住民が気軽に相談に行けるような者

- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができるが、また児童から親しみをもたれる者

第3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続に当たっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会（以下「推薦会」という）によるところが大きい。推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令（昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。）第1条、第2条のほか、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条のほか、それぞれ次の事項も参考として、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で推薦会委員を委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに推薦会委員を委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (4) 推薦会委員は、各分野から幅広く委嘱すること。
- (5) 推薦会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推薦会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、現在、民生委員である者が推薦会委員に委嘱された場合には、その者が民生委員・児童委員に推薦されることは、差し支えないこと。

(7) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推薦会の運営

(1) 推薦会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等をもとに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないように十分留意すること。

(2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。

(3) 推薦会の会議は必ず非公開とし、推薦会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。

(4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適当であること。

(5) 推薦会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推薦会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推薦会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推薦準備会（以下「準備会」という。）を設置する場合は、委員構成を推薦会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続については法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の適否に関する意見を聴取するよう努めることとしている地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審査専門分科会」という。）の果たす役割は重要であることから、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。）第2条のほか、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

1 審査専門分科会委員は、地方社会福祉審議会の委員（議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから任命）のうちから委員長が指名することとされているが、審査専門分科会委員の構成については、専門的な知見等が反映されることにより公正中立な審査が確保できるよう留意すること。

2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。

3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

1 一斉改選に伴う推薦に当たっては、その重要性に鑑み、審査専門分科会の意見を聴

取した上で行うことが望ましいこと。

- 2 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿（様式第1号）を地方厚生（支）局長に提出すること。
- 3 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。
- 4 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 5 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1)「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2)「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3)「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこと。なお、法第11条及び第12条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記(1)～(3)に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。
- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第11条第1項各号の1又は第16条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申した場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第12条第1項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が2週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第12条第2項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。

- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）（様式第2号）を地方厚生（支）局長に提出すること。

様式第1号	民生委員・児童委員推薦名簿	略
様式第2号	民生委員・児童委員解嘱具申書（死亡届）	略

主任児童委員の選任について（通知）

平成 13 年 11 月 30 日／雇児発第 762 号、社援発第 2115 号
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知
最終改正 平成 22 年 2 月 23 日

本日付で公布された「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 135 号）」については、平成 13 年 12 月 1 日付で児童委員に関する規定が施行されることである。

今般、上記法律において、主任児童委員が法定化されたことを受け、本日厚生労働省発雇児第 414 号をもって厚生労働事務次官から通知されたところであるが、主任児童委員の選任に係る取扱について、別添「主任児童委員選任要領」を定め、平成 13 年 12 月 1 日から適用することとしたので、留意の上適任者の選出に努められるよう特段の御配慮を願いたい。

本通知の施行に伴い、「主任児童委員の設置について」（平成 5 年 3 月 31 日雇児第 283 号厚生省児童家庭局長、社会・援護局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

（別添）

主任児童委員選任要領

1 定数

主任児童委員の定数は、平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号社援発第 1145 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の 2 の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号社援発 0223 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第 2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

(1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

- ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- ② 学校等の教員の経験を有する者
- ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA 活動等の活動実績を有する者

(2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。

(3) 原則として、55 歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に関心を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 5 条の規定による推薦に基づいて行い、同法第 6 条第 2 項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号社援発 0223 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「民生委員・児童委員選任要領」の様式第 1 号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員と記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとする。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には、民生委員・児童委員の

解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第 1 号を地方厚生（支）局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第 2 号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成 13 年 11 月 30 日厚生労働省発雇児第 414 号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続」により、都道府県知事において行うこと。

様式第 1 号、第 2 号 略

民生委員・児童委員の定数基準について（通知）

平成 25 年 7 月 8 日／雇児発第 0708 第 9 号、社援発 0708 第 7 号
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 44 号）により、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 4 条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）は条例でこの基準を定めることとされた。

ついては、民生委員法第 4 条の厚生労働大臣の定める基準を下記のとおり定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとされたので、この基準を参酌して、同 3 条の区域ごとに、都道府県等で条例を定められたい。

おって、「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号、社援発第 1145 号本職通知）は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による。

記

民生委員法第 4 条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員（主任児童委員は除く。）の定数は次の 1 の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聴いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2 を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

（民生委員法第 4 条第 1 項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準）

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人

- (注) 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第 254 条に規定する人口とする。
- 2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口とする。

(主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準)

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

(注)「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成 21 年 12 月 15 日閣議決定))

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会

委員名簿

平成 30 年 3 月現在／敬称略

委員長	得能 金市	全民児連会長	富山県
委員長代理	上野谷 加代子	学識経験者	同志社大学教授

(全民児連)

委員	藤目 真皓	副会長	香川県
同	大野 トシ子	副会長	千葉県
同	寺田 晃弘	副会長	東京都
同	松下 明	副会長	和歌山県
同	本田 晴子	理事	北海道
同	本田 學	理事	岐阜県
同	猪上 優彦	理事	広島県
同	藏 當博文	理事	沖縄県

(学識経験者)

同	市川 一宏	ルーテル学院大学 学事顧問・教授
同	松原 康雄	明治学院大学 学長・教授
同	中島 修	文京学院大学 准教授
同	滝沢 康弘	読売新聞 東京本社社会保障部記者

(都道府県・指定都市民児協事務局)

同	森垣 学	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 事務局長
同	山中 宗一	川崎市民生委員児童委員協議会 事務局長

(全国社会福祉協議会)

同	山田 秀昭	全社協参与／保健福祉広報協会 常務理事
---	-------	---------------------

これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会 報告書

平成 30 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内

Tel 03-3581-6747 fax03-3581-6748
